

監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第拾貳號

明治二十八年五月創刊 每月一回（十日發行）

（第二月二十日發行）

目次

歲晩の辭		(一)
論說 犯罪人の救済		(四)
講演 臺灣視察談(承前)		(八)
統計 大正八年十月中入出監並月末在監人員表外三表		(二四)
譚叢 監獄協會三十年之追想		(三)
會同見聞記		(三)
時事だより		(四〇)
寄書 一年未滿の短期受刑者に假出獄を許すの可否		(四三)
雙胎兒の指紋に就て		(四四)
予は看守諸君と語る(三一)		(四六)
樂籠(二〇)		(四八)
雜纂 典獄有馬四郎助		(四六)
報 受刑者逃走逮捕其他—叙任—會報—典獄會議及監獄協會總會其他—公文		(五一)

監獄協會雜誌第叁拾貳卷第拾貳號

歲晩の辭

歲華匆匆として流水の如く屠維協洽年云に徂かんとす、屈指三百餘句恍として夢の如く、只内治外交漸く正に其重きを加へ國策の轉た繁難なるを覺ゆるにあり回顧すれば振古未曾有の大戦茲に全く終局を告げたるは洵に慶すべきことにして就中我國此大戦に参加して他の交戦國に比し多大の慘害を蒙らず、却て其商工業の進展に未曾有の盛況を呈せるは喜ぶべき現象なりと雖も一方には其間社會の各方面に現出せる精神上竝に物質上の變動は今尙其勢を停止せずして頗る險惡の狀態を示し殊に物價の暴騰は殆ど其極に達し國民生活の安定を壓迫して底止するところを知らず、加之經濟界の好調が俄に生める戰局的富豪の輩出は、成金思想の跳梁となり、享樂主義の浸潤となり、虛榮浮華の惡風を助長せしめ、其害や有形無形の事物に波及し、精神界の混沌、風教の頹廢、教育の弛緩、公德心の消耗等觀

じ來れば悉く是犯罪の因子ならざるはなく獄界又將に多事ならんとす、職に司獄の官に在るもの深く其責任の重きを懷ひ一段の覺悟を要すべきものなることは典獄會議に於ける原司法大臣の訓示等に依り業に已に明白にして吾人の贅言を要せざるところなり

更に本年に於ける我行政事務の狀態を觀るに獄政全體の氣運施設の暢達は正に順調に向ひつゝありと雖も物價の暴騰は各方面に一大打撃を與へ財政上の種々なる支障の如き、或は又獄事中、反獄、逃走、殺傷の殃禍の如き其件數昨年比し寡少なりと云ふを得ざるは其主因管理者の疎虞懈怠にあるべしと雖も外界に於ける事業の隆昌物價の奔騰等が職員に非常の打撃を與へ困憊の餘、下級職員の轉職を生じ缺員補足の困難を來したるの事實も亦右殃禍の一因を爲すものと云ふを得べく、此點に於ける缺陷の補足に就ては更に大に當局の考量を要すべきことなりとす

次に本會の事務にして特に報聞すべきものは監獄官練習所に於ける事業の進暢にして政府より補助費を交付せられたるより、施設を改善し、練習期間を六箇月

に延長し、課目を増設し、講師を精選して時代に適應する教育を授け、一方には獎學金の給與規程を設け、監獄學專攻の學者竝に監獄事務に従事する實務家を養成するの目的を以て既に二名の學士に一定の獎學金を支給し研究を重ねしめ以て補助費交付の旨趣に副はんことを期せり

更に本誌の外形内容に就ては紙類の暴騰印刷費の激増に依り非常なる影響を受け緊縮の餘儀なきに至り誌上常に蕭寂の感あるは深く吾人の遺憾とするところなるも經濟上又已むを得ざるものありて存す、この事實は深く會員諸君の諒察を乞はんとするところなり

其他周歲執り來りたる本會の事務に就ては特に報道すべき好個の資材なきを愧づ、只茲に筆硯を洗ひて窮陰を送り更に改陽の誌壇に立ち斯業の爲め其微力を效さんとす臘末沍寒の候、邦家の爲め切に會員諸君の自愛を祈り歲晩の辭と爲す

犯罪人の救済

典獄 寺崎 勝治

犯罪人救済の第一は的確なる裁判である、第二は適正なる行刑である、第三は徹底せる保護である、而して裁判、行刑、保護の三段階に於て専ら犯罪人擁護の爲めに努力するものは辯護人と保護團體である、前者は裁判確定前の保護者にして後者は裁判確定後の保護者である、

第一、裁判確定前に於て犯罪人救済の任に當るものは辯護人である、辯護人は刑事事件の防護者である、詳言すれば原告官たる検事が刑事被告人に對して公訴(刑罰請求權の行使)を犯したる場合に書面又は口頭を以て防護することである、之を分拆すれば下の如くである

一、刑事辯護は一の防護である、検事は原告官にして攻撃者である、検事は攻撃者であるけれども全然被告の利益を顧みない譯けではないが併し刑事被告人の利益のみを圖るものではない、故に専ら刑事被告人の利益を圖るが爲めに法律に精通したるものをして防護せしむる必要がある

二、刑事辯護は口頭又は書面を以てする防禦である、筆舌何れでも宜しいのである

三、刑事辯護は不法又は過度の攻撃を防禦するものである、故に辯護の方法、方向、程度は攻撃の如何に依つて定まるもので、其の攻撃が中正を得て居るならば辯護の餘地はない、若し検事の攻撃にして不法なるか、又は苛酷なるか、若くは過度なる場合には刑事被告人を擁護する爲め防護せねばならぬ、要するに原告官は事實上法律上の不當なる意見に對して駁撃を加へるのである、防護するのである

四、刑事辯護は公判裁判所に事件の移付したる後にあらざれば開始しないのである、故に捜査程度、豫審審判中は辯護關係は生じないのである

予苟に想ふ、刑事被告人の防禦は攻撃と相始終するものにして抑も攻撃は檢舉機關たる所の司法警察官の取調に着手したる時に開始するのである、検事の取調は第二次的取調である、豫審判事の取調は第三次的の取調である、併し検事が第一次の取調をすることもあり又豫審判事が第一次の取調をすることもある、故に嫌疑者として第一次の取調又は刑事被告人として第一次の取調のあつたときは攻撃の開始であるから之れに對して防護せしむるに至當と信するのである、而して捜査中に辯護人を附するとせんか一面捜査機關の取調に就いての缺漏を防ぐことが出来やうけれども一面捜査妨害、罪證湮滅、逃走企劃等種々の弊害を醸成するの危険がある、故に捜査程度にありては書面を以て事實の申述、證據の申出を爲すことを得せしめてはどうかと思ふ、現行法に於ても之れを許容せざる立法の精神でないのである

第二、裁判確定後に犯罪人救護の任に當るものは保護團體である

保護團體の保護は被保護人をして社會生活に順應せしめ帝國の忠良なる臣民たらしむるに在る。即ち彼等をして入監以前の狀態に置くか若くはそれ以上の狀態に置かねばならぬ、若し「前科者」たるの故を以て向上發展すること能はずして低級の地位に満足せねばならぬとしたならば之れを以て眞の保護なりと云ふことが出来やうか、例へば高等の教育を受け相當の人物にして而かも十分の手腕を有つて居るけれども前科のあるがために長年月人足や土工の如き地位にありながら辛抱した、將來も之れに満足し自己の個性を發揮することは出来ない、手腕を振ふことが出来ないとしたならば物質的生活に於ても精神的生活に於ても向上し發展したと云ふことは出来ない、必ずや疑ても覺めても不満を抱き不遇に泣くであらう、そうして其の不平、不満は自己の徳を傷け自己の徳を棄て、漸次墮落し終に救ふべからざるに至るのである

顧みて我が邦の保護團體の狀況如何と云ふに、保護團體の多くは職業の紹介、勞働の周旋等極めて低級の保護、簡易の保護にして向上的保護、發展的保護、根本的保護を爲しつゝありと認むる事は出来ないのである、即ち彼等をして入監以前の狀態に置くにあらすしてそれよりも「ヨリ」低き狀態に置かれて居ると思はるる、故に彼等は圓滿にして平和なる生活、幸福にして満足なる生活を營み更に是れより向上し發展しやうと努力しないのであると信する、竊に思ふに教育ある手腕あつて改悛の情狀著しき被保護人にして前科あるが爲めに活動の出来ないものに對しては前科除去の方法を講じて個性

を發揮させてはどうか、「前科者」たる身的事由を洗滌して手腕を振はしめてはどうか、少くとも入監以前の地位に復活させねばならぬ、否、それ以上の狀態に置くのが根本的保護である、充實的保護である、予は下の如く考へる

一、「前科者」てふ形式の除去は社會生活に適應せしむる條件の一である、信用を回復する第一歩である

二、物質的生活の充實は社會生活の條件である

三、物質的生活の充實、精神的生活の満足は社會上の地位信用を維持存続するの條件にして其の向上發展は地位を進展し信用を増加するの條件である、而して更に國家社會の爲めに貢獻すべく努力するのが帝國臣民の責務である、保護團體が彼等を善導する理想は茲にありと信するのである

要之、保護團體は社會生活に順應するに付いて妨害となるべきものを除去し彼等をして十分に個性を發揮することを得せしめ手腕を揮ふの餘裕あらしむることを念とすべきである。

講 演

臺灣視察談 (承前)

東京地方裁判所長 牧野菊之助 君
法學博士

一口に臺灣人と申しますが、此臺灣に於ける種族は福建人、廣東人、生蕃熟蕃化蕃といふことになるのであります。福建人は臺灣の對岸の福建から來た人で、是は臺灣と極く近接して居る所でありますからして、臺灣に移住したる支那人としては最も古いのであるさうであります。臺灣の内でも最も古く最も多きを占めて居るのは福建人である、殊に明末清軍が段々南下するに従つて福建地方が大分擾亂した、其當時其亂を避けて臺灣に逃げて來た者が非常に多いといふことであります。それが爲に福建人が多きを占めるのが益々殖えて來たのである、殊に御承知の通り鄭成功が臺灣に據つて明朝の恢復を圖つたことがある、其鄭氏の軍に従つて又臺灣に渡來したといふやうな爲に益々此福建人の臺灣に移住し來たる者多きを加へたのである、斯く古くより臺灣に渡つて來て、又其員數も多い爲に比較的有利な地方と有望の事業といふものは殆ど皆此福建人に占領せられて仕舞つたのである、臺灣の北から南に到る鐵道縱貫線の沿道平野の地は殆ど此福建人が占領して居るといふやうな状況である、今日では農業に従事して居るし其他の商工業にも従事して居つて、有利の地方、有望の事業といふものゝ多くは皆此福建人に占められて居るし、又主もなる市街地は元は皆此福建人に依つて建設せられたといふやうな状況であるといふことであります。福建人に次いで臺灣に移つて來たのは即ち廣東人であり、此廣東人なるものは今云つた鄭成功の叛亂討伐の爲に清國政府が此廣東人を使つたので、其鄭氏の軍を討伐する爲に廣東人の多くが參りましたので、それが廣東人が臺灣に渡來した始めであるといふことである、さういふ譯でありますからして廣東人は來るには來たが、既に其前に多數の福建人が來て好い土地を占めて仕舞つたので、勢ひ後から來た所の廣東人は未開の土地に這入つて開墾に従事するより外途はなかつたのである、それであるからして今日でも多くは此山地、殊にまだ開墾が十分行届いて居らぬといふやうな土地に於て其居を占めて居るのであるし、廣東人は専ら開墾農作といふことに従事して居るやうである、新竹とか、或は苗栗とか、臺中とか、南投、埔里社といふやうな所は専ら廣東人の占領する所であるといふことであります。さうして是等の福建人や廣東人が臺灣に參りましてから、從來から臺灣に居りました所の所謂生蕃なる者、熟蕃なる者は是等の支那人種の爲に追捲られてさうして遂に生蕃とか熟蕃とかいふものは今の臺灣の中央部以東の山岳重疊の中に追込められたといふやうな状況であるのであります。さうして其所謂熟蕃と稱するのは是は平地に多く居るので、一名之れを平埔蕃と稱する、清國政府時代には此熟蕃を稱して歸化蕃、或は化蕃と稱して居つたさうであります。此熟蕃なるものは多く平地に居るので支那人に兎角隣接して居る福建

人なり廣東人に隣接して居るのでありますからして自然支那人化されたので、従つて等しく蕃人でありまして開化して居るのであります、又知識も進んで居るのであります、風俗習慣等も多くは支那人と異らないのであるし、殊に支那人の渡來以前には臺灣には大分和蘭人なども這入込んで居つたのであるから、和蘭人其他西洋人に感化せられて、それが爲めに熟蕃の中には今日でも耶蘇教を奉ずる者も大分ある、又中には羅馬字を解するものもある、熟蕃の大きな部落に行きますと大概の所に耶蘇教の教會堂があるといふことであります、要するに熟蕃といふのは古くから此外國人其他支那人等に感化せられて大分知識程度の進んだもので、さう野蠻な人民ではないであらうと思ひます、それで其熟蕃が唯今申しました通り耶蘇教を奉ずるに至つたのはどういふ動機からかといふことを聞きました、それは熟蕃の部落中の牛眠山^{ゴウミヤン}庄^{シヤウ}といふ一つの村がある、其所に潘加包^{パンカハウ}といふ蕃人が居つたさうであります、此者が曾つて眼病に罹つて殆ど明を失して非常に日夜苦慮して居つた、勿論蕃人のことでありますから施すべき策もなく大いに苦んで居つた、所が偶々臺南に英國人の名醫があるといふことを聞いて、其眼醫者に掛つて眼を直して貰ふといふので、遙々臺南まで行つて其名醫の治療を受けることになつたのださうであります、所が其眼醫者といふのは英吉利人で英吉利の耶蘇教會堂の附屬の病院に於て治療に従事して居つたのである、其所に潘加包^{パンカハウ}が行つて治療を受けた、其治療を受けつゝある間に其英國人の勧めに依つて臺南に在る所の耶蘇教會堂に行つて耶蘇教の説教等聞いて居つた、さうかうして居る中に段々眼は好くなつて來た、今まで殆ど物が見えなかつた所の眼が段々物

を見得るやうになつて來て、一年ばかり經過する間に殆ど全癒して仕舞つた、そこで其蕃人は非常に感服して仕舞つて、是は一つは耶蘇教の功德に依つて此眼が癒つたものであるといふことに考へまして、それから尙ほ眼が癒つても臺南に留つて頻りに教會堂に行つて聖書などを讀んだりして居る内に遂に其教會の信徒に加つた、さうして後に自分の蕃社に歸つてから同族に向つて耶蘇教の難有いといふことを説聞かせて、自分も傍ら其布教に努めた、それから段々此熟蕃人の間に耶蘇教といふものが播傳するに至つた、今日熟蕃社の主なる部落には教會堂があるといふのは是は潘加包^{パンカハウ}が眼病の治療を英國人に受け、さうして説教を聞いた結果であるといふ次第であります。

それで熟蕃に次いで生蕃人といふものがある、此生蕃人なる者は、即ち諸君御承知の通り獐犴無比なる首狩を是事として居つたものである、生蕃といふものは高山蕃とも稱して、専ら山地に住居して居る、それは必ずしも生蕃の住居する所は高山に限つたことではないのであります、多くは高山に住居して居る、霧社支廳管内に於ける生蕃も皆大概山の上である、其土地の人に生蕃は何故高山に住んで居るのであらうか、平地の川の側に住んだら總て便利であらうと思ふがと云つた所がそれはさうでもあらうけれども、川の側に行くに兎角悪い病に罹り易い、それで皆生蕃といふものは山の上に大抵住んで居るといふことを聞きましたが、果してさうであるかどうか知りませぬが、多くは皆山の上に居るのである、さうして其山を降つたり登つたりするのに吾々が平地を歩くが如くに驅登り驅降つて居るといふ状況である、其生蕃人は固より知識其他の點に於て極く幼稚なものである、唯だ耕作

をするとか、農業に従事するとか、獵をするとかいふやうなことで僅に生計を營んで居るのであるし、御承知の通り彼等は随分首狩などをやつて蕃人間に誇りとして居つたやうな状況である、それで此生蕃人が今日でも山岳地方には澤山居る、中央山脈から東の方には山岳重疊として居り、北にはシルビヤ山があり、南には新高山の高山があり、其南北に亙る山脈にはいろ／＼の高い山が澤山あつて、一萬二千尺以上の山が十二以上を算するといふことである、さういふ山岳重疊として居る山地に各部落を成して生活をして居るといふ状態である、今日最も生蕃の多いのは臺灣の一番東の臺東、其隣の阿緬、此附近が最も多いのである、併ながら今日では大正二年の生蕃討伐以後殆ど討伐功を奏して大概の蕃社は悉く歸順したと云つて差支ないので、唯だ今日では花蓮港と臺東との間の一部分だけの生蕃が全く歸順しない、半ば歸順して居るが一部分は歸順しない、其部分だけに鐵條網を布いた隘勇線なるものが設けられて居るといふことであつた、其以外は殆ど皆歸順して居る次第で、殊に私の見ました霧社支應の管内に於ける生蕃の如きは悉く皆歸順して居る状態であります。

斯様に臺灣の種族は福建、廣東、熟蕃、生蕃といふ此四種族に別れて居るし、それに領臺以來内地人が行つて種々なる事業に従事して居る、それで大正四年十二月末日の調べに依りますと内地人が十三萬七千九百二十九人本島人が三百三十二萬七千八百一十一人蕃人が十三萬二千二百七十九人、其内男が六萬六千二百三十三人、女が六萬六千四百四十六人といふことではありますが、是は大正四年十二月末日現在であるから、今日に於きましては固より此總數に於て増加あることは免れないことであらうと思ひま

す、さうして此生蕃が十三萬人からあるが、何れも皆今云つた通り高山の中に居る、さうして各部落を成し、一つの蕃社なるものを構成して居りますが、其生蕃が蕃地に於ける其土地との關係は今日未だ何等法律規則の制定といふものはないのである、生蕃の風俗習慣といふやうなものは臺灣の舊慣調査會に於てそれ／＼取調べはして居りますが、蕃地に關する法制、蕃人と土地に關する法制といふものは何等見るべきものはないのである、唯だ今日蕃人にあらざる者は何等の名義を以てするに拘らず蕃地を占有することを許さず、又蕃地を使用することを許さず、又人を他の權利の目的と爲すことを許さずといふことになつて居る、唯だ特別の規定あるもの及臺灣總督府の許可を得たる者は此限りにあらずといふことになつて、蕃人にあらずんば蕃地に入るを得ず、蕃人にあらずんば蕃地を使用することを得ずといふことになつて居るので、絶対に蕃人以外の者は蕃地に入ることを禁じて居るし、蕃人以外の者が蕃地を使用することも禁じて居る、それで蕃地に入らむとするには入蕃許可證といふものを得なければ這入ることは出来ないといふことになつて居ります、既に蕃人以外の者は蕃地に入ることが出来ず、蕃地を使用することも何も出来ないものでありますが、偕て蕃人と蕃人との關係はどうなつて居るかといふと、是も何等見るべきものはない、何社と云ひ、何族といふ蕃人がある、それが一定の地域を占領して居るに過ぎない、けれども其地域を占領して居つても、其蕃地を使用して耕作して居りますが其土地との間の關係はどういふものであるかといふことは殆ど見るべきものはないのである、唯だ今日は蕃人が歸順したといふだけであつて、又是から後統御の方法宜しきを得ずんば或

は又反噬するかも知れぬ、それであるから隘勇線なるものはさう今日各地にありませぬが、元と隘勇線のあつた所を一つの警備線と稱して、其警備線の沿道の主なる蕃社には巡査の派出所、或は駐在所、警備員の出張所といふやうなものが配置されてあつて、さうして蕃人の撫育に努めて居るといふ状態であるのである。

で私の視察致しました蕃地は南投廳の所轄に屬するのである、其南投廳所轄の蕃社が都合百六社といふことである、さうして其蕃族も三種族に大別されて居るので、タイヤル族、ブスン族、ツォー族、此三つに大別されて居る、タイヤル族といふのは驛をして居るので、ブスン蕃族は驛をして居らぬのである、さうしてブスン族にしてもタイヤル族にしてもツォー族にしても其中にいろ／＼部族が別れて居つて、タイヤル族の如きは十部族に別れて居つて、四十二の蕃社を爲して居る、ブスン族は六つの部族に別れて、六十二の蕃社を有して居る、ツォー族は二蕃社のみしかない、さうして是等の蕃族は何れも先程申しました通り高山の上に居るので、濁水溪とか大肚溪とかさういふ大きな河の上流の山の上に各々住居を占めて居るのである、さうして此南投廳といふのは丁度こちらで申しますと府縣廳に當るのであります、其廳の下に支廳といふものがある、内地ならば各府縣の下に郡役所といふものがあるが、丁度それに當るやうな支廳といふものがあつて、南投廳の中でも霧社、埔里社、集々といふ三つの支廳があります、其外にも支廳がありますが、多くの蕃社は此三支廳の所轄に屬して居る、さうして是等の蕃地には唯今も申しました通り今日では隘勇線といふものを廢し、唯だ警備線と

いふものがあつて警戒の任に當つて居るといふだけで、各蕃人悉く歸順して居る次第なのであります、さうして是等の蕃族は何を生業として居るかといふと、是は先刻も申しました通り農が本業になつて、其農としても山の開墾すべき場所は皆開墾して粟を植えるとか、甘藷を植えるとか、或は陸稻を植えるとか、黍を植えるとかいふやうな農業をやつて居る、又近頃霧社支廳の管内には水利の便のある所に水田を開墾して米を作つて居るのを見ました、それで農業を本業と致しまするが、別に肥料を施すでも何でもないので、全く植えれば植放し、さうして出來たものを收穫れる若くは食ふ、麥や黍は他物と交換するなり、食料に供するなりして生活して居る、さうして一定の畑を耕作することが二年三年と續くと肥料が薄くなるから其所を棄て、他の部分に移るのである、さうして元と畑にして居つた所には草などを生じて其儘にして置いて今度の部分を耕作する、又其所で二三年経つていかなくなれば他の部分に移るといふので、切替々々しつゝ耕作して居るといふ状況であります、それから農業の傍に獵をする、此狩獵は最も彼等の樂みとする所であるさうであるが、今日歸順した後は彼等の持つて居つた所の銃器は皆悉く取上げられたので、そこで銃獵をせむとすれば支廳の所在地に行つて銃器を借受けなければならぬことになつて居る、或は一週間とか、或は十日とかいふやうに相當の期限を定めて銃器を借受けて、其期間が來れば返すといふことになつて居る、それで其借受期間だけ獸を獲る、一番多いのは猿が多いといふことである、稀には豹とか熊といふものも居るさうであるが猿が一番多い、さういふものゝ肉は彼等が食用に供して、其皮は干して之を交換の資料に供することになつ

て居ります、それで大概是等の支應の在る所に行く、萬物交換所といふ所が大概設けられて居る、其所に一定の日に蕃人共が耕作した所の麥、或は粟を持つて來るか、或は獸類の皮を持つて來るか、或は彼等の女子の織つた所の蕃布を持つて來て、さうして彼等の需用する所の他の品物と交換する、或は裝飾物、即ち頸に巻く物とか、或は衣服の裝飾に使ふ毛絲とか、赤い布とか、さういふやうな彼等の欲する物と交換するといふことになつて居る、それで近頃では大分金銭の尊いことを彼等が知つて品物を持つて來て金銭に換へて行くといふものも多いといふことを聞いて居ります、詰りさういふことをして彼等は生活をして居るのである、蕃人と一口に云ふと吾々の想像する所では始終裸體で裸足で飛廻つて居る者と思つて居るが、蕃人と雖も始終裸體で居るものではなく、何れ彼等の織つた所の目の疎い麻見たやうな布で拵へた衣服を着て居る、或は袖をちやんと拵へて居る者もあるし、中には廣い風呂敷のやうな布を身體に巻付けて居るやうな者もある、稀には獸類の皮で拵へた皮衣見たやうな物を着て居る者もある、併し大概足は素足で歩いて居る、子供などには足袋を穿ち草履を履いて居る者も見受けましたが、多くは素裸足で居るといふ譯であります、普通布の黒つばいものを着たり捲著けたりして居りますが、彼等の盛裝なるものは赤い絲を胸或は裾に附けて著る、それが所謂盛裝ださであり、私が霧社に行く前に石印社といふ蕃社に行つたことがある、其石印社といふのは日月潭といふ大きな湖水を越えて向側にある蕃人の一部落である、此石印社は熟蕃に近い所の蕃社である、其所に行きました時には日月潭といふ湖水を船に乗つて對岸に渡つて行つたのでありますが、

小さい部落である、其所に行きました所が蕃人が小さい杵(小さいのも大きいのもあるが)を持つて石臼を搗いて居つた、それを丁度船中に於て聞きますと丸で音樂を奏して居るやうに聞えたが近附いて見る此杵は蕃人の庭に石臼があるが、それを大小長短の杵を持つて五六の若い女が搗いて居つたのである、勿論其所に行きます時には土産として蕃人の好きな酒を前日に届けて置いたのである、行きますと若い女が石臼を搗いて居る、其村の老若男女が其所に集つて居つて或は踊をして見せるとか、唄を歌つて聞かせる、其中に今の石臼を搗いて居つた若い女は日本語を以て日本の唱歌を謡ひ出し、仕舞には追分節を謡ひ出したといふやうな次第で、それ等はどうして日本語を教えたか、何れ日本人が教えたに違ひないのでありますが、其歌を唄ふ節などは餘程旨いもので蕃人にして能くあれだけ唄へると思ふ位上手に唄つた次第で、それから其後霧社に参りまして、其所には所謂蕃童公學校といふ蕃人の小學校がある、其所に行きますと、一年生から五年生の蕃人の男女を集めて教授をして居る、其所は小さな建物であります、中を二つに仕切つて一年二年といふ小さいのを一組、大きいのを一組と二組に分けて日本語を教えて居る、それで先づ行きますといふと、教師の引く所のオルガンに合せて「君が代」を歌ふ、又別の唱歌を歌ひ、次には日本語の話をさせた、教師が一人づゝ指名して演壇の上で日本語で話をさせた、何れも小學讀本が何かに在ることでありませうが、相當に日本語で話した、中には「あれ」とか「是」とかいふことを間違へた者もありましたが、多くは間違へずに相當に長い御話をした、それから次には諸算をして見せた、教師が云ふ所に依つて直ぐ彼等に答させた、最

も大きな方の四年五年といふ生徒は殆ど間違ひなく答へた、次には日本字を書かせた、それも教師が黒板に向つて字を書く、それを銘々に書かせた、上の方の級には少しむづかしい文字を書かせ下の方には易い文字を書かせた、成程教育をすれば彼等蕃人の子弟と雖も相當に發達するものであるといふことを感じたのである、それらの小學兒童の中には固より蕃服を着て居つたものでありますが、中には一二の者は丁度紺緋の衣服を着て居る者もあつた、それ等の紺緋の衣服を着て居る者の如きは殆ど吾々日本人と大差はない、さういふ蕃人の中に交つて蕃人の學校に居るからは生蕃人の子供であるといふことが解るので、若し一人を引出して此所等に置くと雖も生蕃人とは思はぬ位である、今日では鯨を爲すことは絶対に禁止して居る、前にして居る者は仕方がないが歸順した以後は鯨をすることを禁止し、鯨の器械などを取上げたといふことでありますから、蕃人の公學校に來て居る者は鯨をして居る者は一人もない、「君が代」を聞き、「桃太郎」の歌を聞き教育すれば斯くまでに行くものであるかといふ感想を浮べたのである、それから其晩霧社の學校の直ぐ脇に在る俱樂部に泊つた、名前は俱樂部であるが、一つの宿屋である、其所に泊つて夕飯を食つて二三人の人と話をして居ると、直ぐ吾々の居る橡側の先に小さな女の兒が二人やつて來たが、それは蕃人の娘である、それで私共は無論其子儀、本語を解しないものと思つて、側に居つた者に此蕃兒は何所の者がと云つた所が、是は霧社の人間ではない、今日何とかいふ所から物を運んで來た蕃人の娘である、何でも十何里とかある所の者であるといふからして、無論日本語は解しないものであらうと思つたら、蕃人の歌を唄へど云つた

所が、其娘の大きい方が、何でも十三四位かと思ふが、それが解つたものと見えて、「あなたおかしいでせう」といふ、此方は日本語は解るまいと思つたから云つた所が「あなたおかしいでせう」と云つたから此女兒は日本語が解ると思つたから「おかしくないから唄へ」と云つて、つまらぬ菓子であつたが菓子をやつて唄へと云つてもなか／＼唄はない、先づ以て菓子を一つ遣つて「是非唄へ、本當に唄つたらもう一つ菓子を遣ると云つた所が二人の女兒は初めて顔を見合せて居つたが、今度は吾々の見えない障子の蔭に這入つて仕舞つた、障子の蔭に這入つて歌を唄ひ始めた、何の歌を唄つたかといふと「汽笛一聲新橋を」といふ東京邊りで數年前歌つた唱歌である、大分長く歌ふ、吾々も初めは知つて居るが終りは知らぬが吾々の知らぬ文句まで其子供が歌つたのである、それで約束通り菓子を遣つて其内に歸つたが、其蕃人は霧社を距ること十何里とか隔つて居る所の何かいふ所の者であるさうであります、それ等の子供でさへ日本語をやる、其所は警備線の在る所で別に其所には小學校がある譯でも何でもない、唯だ警備線の各地に在る駐在所の巡查といふものが常に警察事務を執るばかりではなくして蕃人に對して日本語を教え、又蕃人が腹が痛いといふと醫者の真似をするといふやうなことをやつて居る、これ等の駐在所巡查の努力に依つて日本語を教へ、さういふ唱歌も唄へるやうになつたのだといふことを聞いて、其土地の駐在所に居る巡查の努力も賞すべきものであるが、又蕃人と雖も教ゆべきものであるといふことを感じたのであります、是等の蕃兒に日本語を知らせるといふことにしますと是等の父母兄弟といふものに對しても自然國語を普及せしむることが出來やう、蕃人を教

化し、此方に同化することが出来ないものではないといふことを大いに感じた次第であります。殊に此地方に於きまして吾々が途中で蕃人に合ふと蕃人は吾々に對して御辭儀をする、さうして大概の者は「今日は」と云つて御辭儀をする、それであるからちよつとした語位は直ぐに覺えるものであらうと思ふし、唯だ今の先生に聞くに蕃人は數學の頭が少し鈍いやうである、中には旨い者もあるが概して云へば數學の頭といふものが少し鈍い、併ながら中には旨く書く者もあり、繪も旨く描く者もある、であるから斯ういふ者は教へれば十分役に立つ者にならうといふことを教師が云つて居つたが、果して私が今云つた子供の云つた所に依りましても、十分に教化を施して同化せしむることは出来ないことではないといふことを大いに悟つた次第であります。

それで今日は既に其蕃人で相當の職に就いて居る者もあるといふことである、臺灣には普通の巡查の下に巡查補といふ者がある、是は主にも蕃地に於て使つて居るやうである、それから又隘勇線の隘勇といふ者がある、其蕃人にして巡查補になつて居る者もあり、蕃人にして隘勇になつて居る者もある、それから又小學校の小使をして居るか、或は支廳の使歩きをする矢張り小使のやうなものになつて居る者もあるといふことであつて、蕃人の學校を卒業した者であつてさういふ職に就いて居る者もあるし、又さういふ職に就いて居らぬでも蕃地に歸つて各農業に従事して居る、近頃では切替畑でなくして幾分畑には肥料を施さねばはらぬものである、肥料を施せば好く出来るといふことを考へて稀には肥料を施すといふことをする者もあるといふことである。

それからそれ等の蕃人と普通人との間の婚姻關係を近頃では大分致して來た、普通人と云つた所で臺灣人である、臺灣人の妻になるとか妾になるとか、中には内地人の妻になつた者もある、それで初めは支那人が蕃人の女を嫁つて自分の妻にするとか妾にするとかいふことに依つて女の縁故を辿つて番地に這入つて利益を得るといふことであつたさうであります、近頃は寧ろ蕃人の方から進んでさういふ人の妻になるとか妾になるとかして彼等の慾を満たす、蕃地に居つて蕃服を着て芋を食つて居つたのでは面白くないから、支那人の妻になるとか、内地人の妻になつて好い物を著て、好い物を食ふといふ慾望からして來るものであらうが、自然生活の關係其他からして蕃人と臺灣人との婚姻關係といふものが大分出來て來たといふことである、一體其蕃人は先程も申しました通り臺灣人からして追捲られて山の中に逃げて居る者であるから、所謂仇敵關係である、それであるからして今までは時々首狩りに出て首を取つて來て、其首の多きに誇るといふ状態であつたが、今でも本島人と相接觸するといふことは殆どないのであるが、唯今云つたやうな婦人關係、人事關係に於て互に相接觸するといふ機運が向いて來たのでありますから、私は此機運を利用して蕃人と臺灣人と相接觸せしめて仇敵の念を去らしめたならば非常に臺蕃の開發の上に於て都合が好くはないか、それで蕃人と雖も教ふるに足るのであるから、之を教導いて一定の生業に就かしむるといふことは決して難事ではないのであります、況んや婦人關係等を利用して臺灣人と接觸して、隣保相助け近接するといふ途を開いたならば非常に良いことではないかと思ふ。

加之蕃地に關する法制、蕃人に關する法制といふものを布いたならば益々臺灣に於ける開發に資することが多いであらうと思ふ、今日臺灣を通覽しました所で所謂平地は先程申した福建人の占領して居る所、廣東人の占領して居る所は、是等の土地は悉く開拓し盡して居るのである、今日になつて見ますと、鐵道の沿線は皆水田にあらざれば畑である、水田には第二回の稻が青々として居る、畑には或は茶が作つてあるとか、或はバナ、が作つてある、南の方に行けば行く程畑といふ畑は甘蔗畑で、水利の便はあり、交通の便はあるといふのでは是等沿道は開拓され盡して居る、のみならず臺灣人は勤勉の人民でありますから遺利といふものは殆どない、唯だ蕃界に這入るといふとまだ如何なる富源が埋没されて居るか分らぬのである、而かも未曾て斧鋤を入れずといふ山林は到る所に在るやうに見受けられるのである、開墾すべき土地も幾らもあるのである、まだ礦物などもあるであらう、近頃石炭の在るといふことを發見して大分大仕掛けで採掘に従事して居る者があるといふことで、三菱とか久原といふやうな資本家は礦物採掘に従事して居るといふことである、今まで未開の土地即ち蕃人に占領せしめて入ることの出来なかつた未開の土地が幾らもある、其部分が大部分を占めて居るのである、それであるから之からは蕃界に眼を著けなければならぬと思ふ、幸に生蕃は大部分歸順したのであるから、是等の蕃人と臺灣人と接觸せしめて、往時の如き首狩のやうな野蠻なことをさせないやうにさうして蕃界の開拓に従事せしめたならば臺灣の富源を開發することが出来やうと私は考へるのであります、それにはどうしても法制に依つて、今日まで採り來つて居る蕃人にあらすんば蕃地に入るを

得ず、蕃人にあらすんば蕃地を使用するを得ずといふ主義を撤廢しなければならぬと思ふ、そのみならず臺灣に對する法制に就てもまだ今日は不完全であります、内地人に對しては臺灣律令に依つて専ら内地の法律に依つて支配するけれども、支那人なり、又は臺灣人相互の關係に於ては舊慣に依つて民事の關係といふものは支配されて居るので、少しも法制といふものは完備して居らぬのである、近來いろいろの法律案は出來て居るといふことであるが、是もまだ何時發布されるか解らぬので、其他の行政組織に就てもまだ多少の缺陷もあり改良の餘地は十分あらうと思ふ、領臺以來既に二十年を経過し今までは創業時代であつたが、今日以後は創業時代は最早去つて丁度守成の時代に際して居るのでありますから、此際一定の方針に依つて各般の政務、各般の法制といふものを設けて、さうして臺灣開發の基礎を造るといふことは最も必要であらうと考へます、甚だ秩序のない取止めのないことを御話しまして諸君の御清聴を穢したことを感謝致します。(完)

統

十一

○大正八年十月中入出監竝月末在監人員(△ハ減)

	越員	入監出監現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
受刑者	五三、〇六二	四、〇三七	四、六八四	五二、四一五	五三、〇六二	五三、二六七
刑事被告人	三、七五三	四、一三六	三、九三四	三、九五五	三、七五三	七、九七九
勞務場留置者	二三四	三一三	三二四	二二三	二三四	三三一
乳兒	二六	九	一一	二四	二六	三九
總計	男 五四、九六五 女 二、一一〇	八、〇三七 四五八	八、四四五 五〇八	五四、五五七 二〇六〇	五四、九六五 二、一一〇	五九、三三八 二、二七八
計	五七、〇七五	八、四九五	八、九五三	五六、六一七	五七、〇七五	六一、六一六
備考	內朝鮮人受刑者男一二六人 刑事被告人男四人 外國人受刑者男三十九人 女一人 刑事被告人男七人 女一人					

○大正八年十月末在監者人員表

監獄別	男	女	計	受刑者	男	女	計	刑事被告人	男	女	計	勞務場留置者	男	女	計	乳兒	男	女	計	合計
小管	1,621	1,631			1	1			1	1			1,621				1,621	1,631		

統

計

青	登	宮	福	新	金	岐	勝	安	名	靜	甲	長	字	水	千	前	浦	橫	巢	豐	東
保	岡	城	島	渴	澤	阜	所	津	屋	岡	府	野	宮	戶	葉	橋	和	濱	鳴	摩	京
三六	四二	八九	七八	七二	九五	八七〇	六五	七八	二四三七	九四	七七	六三	九三	九一	七九八	九三	一五四七	三五八	一〇〇	二九	
一	三六	三	一	四〇	四五	二八	一五八	九	三	二	二	元	一一	四	一	一	八	一	一	一	
三八六	四八七	八九五	七八	七五一	九六〇	八九八	七七	八四七	二四八九	九二〇	七四	一七九	七四三	七九四	九四三	九八	一〇五	二五八	一〇五〇	四三八	
七四	九	三	六	九七	一三	六六	一	四八	二七	四	四	一〇〇	三	八一	二	二	二	一	一	二七六	
一	一	三	三	一	五	一	一	一	二	一	二	八	一	三	二	二	一	一	一	六	
四	九	三	九	九七	一七	六七	一三	四九	三九	四九	四	二八	八	四	二五	二	三	一	一	六〇四	
一	一	三	二	三	四	三	一	二	五	五	三	三	三	九	二	一	一	一	一	六	
一	二	三	二	四	三	一	一	二	五	五	三	三	三	九	二	一	一	一	一	六	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	
四六	四七	九三	八〇	八一	一〇五	九四	六八	八三	二六六〇	九七	七五	六六	八八	九二	八三	六六	一六五	二五八	一〇五〇	八四七	
一	三八	六	三	四	一〇	元	一五	六〇	六	二	五	七	一	五	六	二	九	一	一	二六	
四六	五〇	九三	八〇	八一	一〇五	九四	六八	八三	二六六〇	九七	七五	六六	八八	九二	八三	六六	一六五	二五八	一〇五〇	八四七	

刑	役	懲	無	刑期	男	女	計	前月未日	前月現在	前月比較	前年比較
十五年以上	十五年未滿	十五年未滿	無期	六二二	二八	六四〇	六三三	五八四	二	五六	
一、二八六	一、七九八	四九	一、三三一	一、三二九	一、一六六	一、六〇四	七六	二四三	一六五		
二八四	九、四三四	二八四	一、八四七	一、七七一	九、四四七	七、九八三	一	二七一	三九七		
二八三	八、〇九七	二八三	九、七一八	九、七一九	八、三〇四	七、〇七三	七六	三九	一六		
三〇八	六、七四九	三〇八	八、三八〇	八、三〇四	七、〇九六	七、〇七三	三九	一六	一五七		
一〇、〇四一	一〇、〇四一	一〇、〇四一	七、〇五七	七、〇五七	一〇、四一七	一〇、六〇四	一八七	一五七	一五七		
八、二九六	八、二九六	八、二九六	一〇、四一七	一〇、四一七	八、五五五	八、八六八	一八七	一五七	一五七		
三、二一四	三、二一四	三、二一四	八、五五五	八、五五五	三、三八一	三、六九〇	四、一六五	三〇九	七八四		
一六七	一六七	一六七	三、三八一	三、三八一	三、六九〇	三、六九〇	四、一六五	三〇九	七八四		

罪名	男	女	計	前月未日現在	前年同月末日現在	前月比較増減	前年比較
竊盜	二七、一二五	八四六	二七、九七一	二八、二六四	二八、五七二	△	二九三
強盜	二、二七九	一九	二、二九八	二、三〇〇	二、三八九	△	二
賭博及ヒ富藏	二、四九一	五六	二、五四七	二、七四二	二、八六二	△	一九五
詐欺及ヒ恐喝	五、五三八	一三	五、六五一	五、七四四	六、〇六二	△	九三
横領	二、三五六	三四	二、三九〇	二、四四七	二、六六一	△	五七
贓物ニ關ス	七二〇	四六	七六六	七七七	一、〇〇三	△	一一
毀棄及ヒ隱匿	四七	一	四八	四六	四三	△	二
通貨偽造	一三七	五	一四二	一四〇	一七五	△	二
文書、有價證券偽造	一、一二	一	一、一三五	一、一二〇	一、二四〇	△	一五
印章偽造	四三	一	四三	四九	四二	△	六
偽證及ヒ誣告	七一	二	七三	七〇	八七	△	三
偽證及ヒ誣告	六三	一	六三	五九	七九	△	四
偽證及ヒ誣告	四四九	一八	四六七	四六〇	四五一	△	七
偽證及ヒ誣告	一、九八〇	二五	二、〇〇五	一、九八五	一、七七一	△	二〇
偽證及ヒ誣告	二、四〇八	一九五	二、六〇三	二、五八八	二、四九二	△	一五
偽證及ヒ誣告	三五	一二一	一五六	一五〇	一八一	△	六
偽證及ヒ誣告	二五	一	二五	二二	一三	△	三
偽證及ヒ誣告	二七	五二	七九	九三	一二四	△	一四

○大正八年十月末日現在在監受刑者罪名表

(△減)

[illegible]

法										規 則									
公務執行妨害	六三	一	一	一	一	一	一	一	一	總計	五〇、四六六	一、八五五	五、一九〇一	五、二五九〇	五、二六五二	六八九	七五一	三五一	四九
逃走、犯人竊	五一	一	一	一	一	一	一	一	一	警察廳	一、二六九	二六二	一、二八一	一、三七一	二五一	九〇	一、〇三〇	四九	九
監獄及監獄運	一、二六九	一	一	一	一	一	一	一	一	監獄	一、二二四	一、四八六	一、五〇〇	一、四三七	二〇四	一四	一、〇三〇	四九	九
放火	一、二二四	一	一	一	一	一	一	一	一	放火	一、〇三	一、八九	一、九一	一、八九	二〇四	一四	一、〇三〇	四九	九
住居ヲ侵ス	一〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	住居ヲ侵ス	一〇三	一、八九	一、九一	一、八九	二〇四	一四	一、〇三〇	四九	九
略取及ヒ誘拐	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	略取及ヒ誘拐	二二	一、八九	一、九一	一、八九	二〇四	一四	一、〇三〇	四九	九
其他	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	其他	二二	一、八九	一、九一	一、八九	二〇四	一四	一、〇三〇	四九	九
計	五〇、四六六	一、八五五	五、一九〇一	五、二五九〇	五、二六五二	六八九	七五一	三五一	四九	計	五〇、四六六	一、八五五	五、一九〇一	五、二五九〇	五、二六五二	六八九	七五一	三五一	四九
陸海軍刑法	六二	一	一	一	一	一	一	一	一	陸海軍刑法	六二	一	一	一	一	一	一	一	一
森林法	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	森林法	一一	一	一	一	一	一	一	一	一
徴兵令	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	徴兵令	一四	一	一	一	一	一	一	一	一
郵便電信法	三一	一	一	一	一	一	一	一	一	郵便電信法	三一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一六九	一	一	一	一	一	一	一	一	其他	一六九	一	一	一	一	一	一	一	一
警察廳	六三	一	一	一	一	一	一	一	一	警察廳	六三	一	一	一	一	一	一	一	一
府縣令及ヒ	一九	一	一	一	一	一	一	一	一	府縣令及ヒ	一九	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五〇、四六六	一、八五五	五、一九〇一	五、二五九〇	五、二六五二	六八九	七五一	三五一	四九	計	五〇、四六六	一、八五五	五、一九〇一	五、二五九〇	五、二六五二	六八九	七五一	三五一	四九

譚

議

○監獄協會三十年之追想

典 獄 坪 井 直 彦

我監獄協會は實に明治二十二年憲法發布後の四月三十日を以て發會の式を舉行し、年を閲すること于此、三十年、今や全國に涉りて一萬有餘の會員を有し、基礎極めて鞏固にして、刑政事業に貢獻するところ最も多大なるものあるは特に誇りとする處なり、此時に當りて之が創設當時を顧み其の經過波瀾を追懷せば轉た今昔の感に堪へざるものあり、仍てこの滿三十年を紀念とし聊か舊に廻りて創設當時の意氣と年處を閲するの間に於ける經營苦心の大要を叙し、以て會員諸君の參考に資するは敢て無用の言にあらざるべし

一、本會の創立

本會が發會式を擧げたるは明治二十二年四月に屬すと雖も其創設は明治二十一年三月にして創設者は元内務省監獄局翻譯掛に出仕せし佐野尙氏とす氏は明治初年より佛國人に就き佛語を學び後中江兆民氏の塾に遊びて之を大成し監獄局奉職中は餘暇を以て佛國監獄改良論、歐米監獄事情、ストツクホ

ルム萬國監獄會議錄等を翻譯して出版し當時に於ける新しき監獄學者を以て任じたり偶々内務大書記官小原重哉氏と謀り監獄學協會を起さんとせし折柄内務省參事官宇川盛三郎氏大に此舉を賛し共に之が設立を計畫し時の内務省警保局長清浦奎吾氏の援助を得同月七日大日本監獄協會規則を定め宇川、佐野兩氏發起人となりて全國に於ける監獄警察の主宰者、司法官、辯護士、宗教家等に配布せり、其規則左の如し、

△大日本監獄協會規則

第一章 會名及位置

第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條 本會ハ當分其ノ假事務所ヲ東京府下谷區七軒町二十八番地ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業ノ改進ヲ翼賛スルニアリ

第四條 本會ノ事業ハ左ノ如シ

一 監獄事業ヲ獎勵スル事

二 不良感化事業ヲ獎勵スル事

三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事

四 貧民ノ救助及教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事

五 諮問及質問ニ答フルコト

六 懸賞文ヲ募ルコト

七 監獄ニ干スル翻譯竝ニ著述ヲナスコト

八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スルコト

九 本會ノ雜誌ヲ發刊スルコト

十 萬國監獄公會萬國監獄委員及各國監獄協會ニ關スルコト

第五條 本會ノ雜誌ヲ通常月毎ニ一回又ハ二回發刊シテ會員其他有志者ニ頒ツ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一 監獄ニ關スル法令

二 監獄學竝ニ歐米諸國監獄法講義

三 刑法、治罪法講義

四 監獄ニ關スル翻譯

五 地方會員ノ通信又ハ寄書

六 歐米諸國ノ監獄協會等ニ關スル通信

七 本會記事

第三章 會員及役員

第六條 本會ハ會員ヲ左ノ三種ニ區別ス

一 名譽會員

二 特別會員

三 正 員

第七條 本會ハ當分左ノ役員ヲ置ク

一 主幹 壹人

二 執行委員五人

第八條 本會ハ特別調査委員ヲ設クルコトアルヘシ但シ特別調査委員ハ役員之ヲ選舉ス

第九條 名譽會員特別會員及役員ハ目下發起人ニ於テ發起人中又ハ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第四章 入會申込及會費

第十條 本會ニ加入センコトヲ望マル、人々ハ氏名職分宿所等ヲ記シテ本會事務所ニ申込マル可シ

第十一條 會員ハ毎月會費金拾錢ヲ納ム可シ

但シ名譽會員、特別會員ニハ會費ヲ徴セス

監獄に於ける智識極めて幼稚なるにも拘はらず監獄改良の聲は有識者の間に喧傳せられたる時に際しての此の舉は、直に官民の意向に投し一ヶ月ならずして千二百餘人の會員を得たるを以て、宇川氏主幹となり佐野及深井鑑一郎(現在第四中學校校長)武田英一(現在陸軍教授)の三氏執行委員となり翌月始

めて大日本監獄協會雜誌第一號を發刊し、越へて六月會務稍緒に就きたるを以て規則を改正し執行委員を解き總裁、會長、副會長、庶務局長、調查局長、主幹、委員、評議員等の役員を置き、庶務局長に石澤謹吾氏、調查局長に宇川盛三郎氏之に當り、佐野深井武田の諸氏は委員として直接會務に執掌せり、又此時に於て選舉したる評議員は

田口卯吉 青木 匡 岡山兼吉 末廣重恭 銀林綱男 大浦兼武 林 和一

松本美凱 角田眞平 杉本重遠

等主として民間よりの選出にかかり毎月開會せし處の評議員會に是等民間著名の諸氏出席し本會の發展を圖られしは、今日に於ける本會が監獄官吏のみの専有たるに比較し感果して如何

又當時に於ける協會雜誌の内容を見るに記事極めて嶄新、資料も亦頗る豊富なるが如く其の重なるものを掲載せば

ワインズ著

歐米監獄沿革史の講譯

日本治罪法講義

歐米監獄協會雜誌抄錄

歐米諸國監獄經理の管見

監獄事業の原則

神谷彦太郎

井本常治

佐野尚

小原重哉

宇川盛三郎

ジ、ド、ラマルク
佛國監獄法大意

監獄事業

等は數ヶ月若くは數年を通じ其他民間に在る學者政治家の講演、論文、寄書、會員の實務討論等にして或は外國に於ける新式監獄の構造圖を加へ、或は監獄改良家の肖像を掲ぐる等、頗る用意の周到なるものあり今に當り之を掲げば其當時に於ける本會か意氣冲天の概、紙上に躍如たるを認ばしむ

二、發會式

創立以來滿一ヶ年即ち明治二十二年四月會員三千四百八十二名を有する本會は其發會式を京橋區木挽町厚生館に於て舉行せり其の舉の壯大なる又以て當時本會が期待する一端を覗ふに足らん于此當時の本誌を抜抄して其の大意を誌せん

四月三十日午後三時より厚生館に於て本會發會式を行ふ厚生館と言へば東京に於ける第一流唯一の集會場たるは世人の知る處なり流石此廣大なる建物内も招きに應じたる貴顯淑女紳士にて膝を容るる地なき有様なりしが式は左の順序に依りて行はれし

一唱歌(君か代)

一會務報告

一監獄の趣旨

來賓 貴婦人

庶務局長 石澤 謹 吾

調查局長 宇川 盛三 郎

武田 英一

小野 田 元 熙

一演說

一同

一同 本會を賛成するの旨意

一獄事唱歌

作歌者

正 員

鳥 居

枕 人

演奏者

來 賓

貴 婦 人

名譽會員子爵

山 尾

庸 三

同

伯爵

伊 藤

博 文

來 賓

貴 婦 人

名譽會員公爵

三 條

實 美

式 部 職

實 美

實 美

一奏樂(演說の間々)

午後六時式を終り直に芝紅葉館に於ける有志懇親會に移る來賓としては

伊藤伯 山尾子 三條公代太田源二氏

來會者總數百餘名、開宴、先づ陛下の萬歳を祝し十二時近く散會せりと

奚ぞ施設の壯嚴にして用意の周到なるや而して又當時の祝辭演說見るべきもの多しと雖も就中伊藤伯の試みられしものに至りては、先づ刑罰の目的を論じて罪囚の矯化に及び、歐米諸國の監獄改良の徑路を分説して分割監禁法(獨居制)に及び、或は各國監獄協會の存立及其の事業を論じ、或は萬國監

獄會議の起因經過を詳述し、以て各國獄制協同改良の方策を説き、終には監獄學の一科將に起る奮勵努力する處あるべし、と資料適確、所論該博、流石大政治家の一大演説たるを失はず其の當時に在りては慥かに刑政當事者に對する一大警鐘にして之れに依りて覺醒せられたる監獄改良の氣運更に見るべきものありしを疑はず、余當時職を監獄に奉ずると雖も日尙ほ淺く獄制の何物たるを解せざるは勿論從て趣味、抱負の存するなく徒爾不安、動もすれば心を他に移さんとするの秋、此の舉に遭遇し始めて監獄事務の單に抱關擊拆の末職に非ざるを覺り靡る氣ながら治獄に對する曙光の前途を照すを見、終に一身を悉して今日に及べり當時を回想せば此感只獨り余のみにあらざるべし

本會發會式の盛況は會員招募の便を得同年五月に至りては四千六百餘名を算せり又雜誌編輯に意を注ぎ、ハワード協會、其他佛英米の各監獄協會の雜誌に依りて新なる資料を採り又毎月開會の常集會に於ける研究、討論、講話等に依りて治獄執務の指導を竭めたるを以て屹然として刑政界唯一の權威ある雜誌として迎へらるゝに至れり(未完)

○會同見聞記

勝 堂

●十一月十九日から七日間會議を開くことになつた、結局二日間會期を延長して九日間を終了した

●改造、解放の高調された今日此の頃の會同であ

るからデモクラシーの思想や、自由法運動の新しい氣分や新なる種々の要求を背景とした論議であらねばならぬ

●在監人の増減、工錢の増減は月並の報告にして毒にも藥にもならぬ、聞いても聞かぬでも事足るもので催眠劑の效能位のものである、その報告に

附加して監獄の大企業化、監獄の工場化と云つたやうな大々的議論もあつたが行刑場としてはどうかと思ふ

●報告は簡明であらねばならぬ、報告は事實の報道を主とせねばならぬ、報告は常存事實にあらずして偶存事實であらねばならぬ、若し常存事實の報告であるならば新なる研究の結果を報告するものでなければならぬ

●報告は報告すべく命せらるゝが故に報告するにあらずして報告の必要あるが故に報告するのである

●統計の朗讀、入出監、工錢率の列擧のやうな月並のものでは折角の聴き手を驅逐するのである、さもなくば聴き手を欠伸、居眠の製造器化するのである

●刑は短きを可とするや、長期刑を可とするやは難問題であるけれども惡習に感染せざるやうに獨房に拘禁し、苦痛の漸減せぬ内に出獄させる所の

短期刑ならば效力の大なるものがある

●思想問題と對囚人、對職員、對一般人との關係は重要問題である、元來デモクラシーは其の全部が危險思想でない、デモクラシーは一般民衆の利益幸福と云ふことを眼目とするのである、各階級の圓滿なる發達を目的とする思想であるから悪いものでない、過激思想ではない、唯日本の國體や民情に考へて如何に調和すべきかが要點である、故に盲從しては良くない、嚴正なる批判をすることを忘れてはならない、けれども「デモクラシー」の理解がなくては職務執行は出來ないのである

●誤判は屢々見聞する、誤判事件の被告人は對抗力が弱いので辯解權を行はない、反對意識があつても抗辯の勢力がないものが多い、故に低能者や、神經衰弱者なりや否やに注意を要するのである

●發言を許容さるべく起立した者があつたけれども發言の機會を得ない内に大臣の退場となり遂に發言せざるものもあつた

●概して言へば報告と講演と演説とは差別がないと思つて居るらしい、報告は簡にして明なるを要するものと思ふ

●一廳の首腦者は事務を刷新すべく破壊しなければならぬ、建設のための破壊でなければならぬ、自己の施設行動を自己が批判しつゝ進行せねばならぬ、故に自己批判の報告、破壊の報告、建設の報告であらねばならぬ

●代表したものの罪が、問題が難問題なるためか、明答を與へたとは思はれない、それで不定刑の前途を危むものもあつたらしい、頭腦を疑ふものもあつたらしい、が、孰れが無理か(完)

○時事だより

▲典獄會議 社會の變局愈々急を告げつゝある今日、新大臣(就任以來始めての面談者より云ふ)は各典獄を招集せられたのであつたが、時節柄上下事情の謀通のために其功能力が少なくなつたやうに思はれる、殊に平民大臣の名ある所以とも云ふべきは、總理で繁瑣の身でありながら貴重な時間を繰合せて、典獄會同の

席に臨まれ親しく各地の獄事状況を聴取せらるゝなど、前例なき破天荒の態度に出でられしは、一同の深く喜ぶ所であつた、會議中の御馳走も殆んど連日であつて、物價騰貴の此節のこゝ頗る充たされたる心地もして、智識物質兩面に大に養はれたことは、敢て絶後には云へないが恐らくは空前と云へると思ふ

▲秘密會議 是も從來餘り例のないことであつたが、變化の劇しい時節が餘義なくせしめたので、異例であるだけ其れだけ頗る大切な問題のあつたことは云ふ迄もないが無論是等を公けに報道する自由を有しない、其他の局長の訓示演説などの中には餘程耳新しき事柄もあり、所謂時代に順應すべき新識見新英断とも云ふべき指示は少くなくあつた、要するに今後人は人として待遇し、在監者を馬鹿にせぬこと、無理無難に涉る振舞なきこと、爾うして行刑の事は彼等を教養感化して、眞市民を造くるにある、此等の點を大に高調せらるゝ如き、是又時代精神を解せしめんとするの深意に出づるものかと思はれた、兎にも角にも今日の趨勢に照醒めればならぬことが、司獄の衝に當る我々の頭に容易であるかないかは常に自問自答すべき必要あることを痛感せしめるのであつた

▲講習所開 始式が此頃集鳴監獄に行はれた、賓客は谷田局長を始め兩事務官在京監獄其他でプログラムに由て嚴肅に式は執り行はれ、殊に武衛は他の監獄よりも夫々選手を送くられ、花々數試合に會衆をして血湧き肉躍らしめたのであつた、式了はらん

とする時谷田局長は來賓を代表して謝辭を述べ且つ獎勵を與へられ、其大意は斯ふであつた、

自分は多少外國の事も學んで見たが、如何に考へても我國が外國に勝るべきものは、此武道の外はない之は眞に此國の精神とも云ふべきであらう、我國の武士道だの大和魂だの次では忠君愛國だの云ふもの、悉く之れ其根源に溯れば即ち武道の精神より祖述せられたものに過ぎない、之には崇高なる倫理も聖美なる人情も渾然包容され居る所の我國の精神である、故に此武藝は是非共發達を計らねばならぬ、然るに近頃外國の思想が輸入されるに従て、餘り重要視せられざるの傾がないでない、是は甚だ取らざる所ではあるが併し又た之を唯だ衛生の爲めの運動の如く思惟して取扱ふは全く其用法を誤つたものである、此際の方りの求己館が(講習所名)出来、武道の眞髓を練修せらるることになつたに就ては衷心より祝せざるを得ぬ、尙ほ又た文藝も共に茲に學ばれ即ち文武兩道に於て大に勵まるゝと云ふのは、所謂車の兩輪鳥の兩翼であつて其用意の至れるを喜ばざるを得ない、爾後幾百萬幾千萬の人々が長へに此求己館にて修養せらるゝことであらう、今や世界は變りつゝある、故に形式は我國も色々變り行かねばならぬが、精神は毫も變るものではない、併し宜く形式は矢張時代に順應して行くことを心得置くべきである、

因に此新館に壁間高く掲げられたる堂々たる扁額、墨張淋漓とし

て大文字の躍るを見る、百二十疊の大廣間を歴して之が爲めに光彩更に加はるは偉觀とも云ふべきである、何にしる非常な大傑作、そも何人の名筆だらうとせば、衆人の共に群る所であつたが、驚く勿れ落款太く捺された上に直彦と鮮かに銘打たれてゐる。見者皆舌を卷いて恐らくは之れ空前絶後の傑作ならんかと、主人冷かに唯た一笑を洩らすのみ而して他を語る、「求諸己」文語は乃ち之れ。

▲警察改善 是民衆の齊しく希ふ所である、警察の良不良は忽ち公衆一般の休戚に關する所であるから、一國政治の良否一に警察の上に係る云ふても不可なからう、然るに流石は警政下の警察であるだけに、鋭意其事に腐心するは固警視總監である、此頃各方面の人に警察改善策を求めつゝあるとの事、少々公衆より見たる警察改善策を集め、其中より尤も最良案を採用せんとの賢明なる、碎けた現代式の遺方である、私心や野心を去り眞に公器となつて、其職に殉ずる心ある者は常に其心掛が斯くあつて欲しいものである、衆智を集めて天下の事は天下と共に之を行ふ覺悟は實に天晴なる心意氣と云はねばならぬ、爪かに聞けば巡査の佩劍の如きも之を止めて欲しいと云ふ聲が大分多いとの事である。

(甲斐生)

○一年未滿の短期受刑者に假出獄を許すの可否

甲府 山田榮次郎

本問題を解決せんとするには、先づ假出獄の趣旨如何を探究し、然る後、之が可否を、斷定せざるべからず。抑々假出獄の制度たるや、執行猶豫と共に、刑事政策上の二大問題にして、之が制定を見るに至りたるは、恰も、大海の怒濤を緩和する油の如く、法の峻嚴に過ぐる威力を調節し、且つ、自由刑執行により生ずる、諸種の弊害を、除去せんとする趣旨に外ならず。

刑法第二十八條は、假出獄に關する一條件として、改後の狀を掲ぐ。而して、本條に所謂改後の狀の有無は、在監中の行狀の善惡、再犯の虞の有無等、主觀的條件のみに止まらず、受刑者の社會

的地位、將來の方針、罪質、犯罪の動機、犯罪事實、被害者並に一般社會の感情、家族の思念等總ての主觀的、竝に客觀的條件を網羅したるものにして依て以て、刑罰をして、實社會に適合せしめんとするものなり。一方短期自由刑より生ずる諸種の弊害は、列國の等しく、腐心する所にして、之が防止は、舊時より刑事學上議論の焦點となれる所なり。故に、我現行刑法は、其第二十五條に於て、執行猶豫の制度を認め、可及的に、短期自由刑の弊害を、阻止せんとし、刑罰宣告の威嚇と、猶豫の恩典とによりて、犯人を改善し、併せて、一般社會を警戒し、以て自由刑の執行と、同様な効果を齎らさんことを期したり。然るに、裁判官が、此恩典に浴せしめず敢て、一年未滿の短期自由刑を、執行せしめんとするは、犯罪の情狀憫量すべからざるか、或は、再犯の有無俄に卜知する能はず、若しくは、法定條件に於て、缺くる所あるが故ならんばあらず、殊に、未成年犯罪人に

して、此恩典に洩るゝは、犯罪の原因、本人の墮落に基き、峻嚴なる刑罰の執行に俟つにあらざれば、其惡性を、矯正する能はざるが故なり。故に、之れが執行に當つても、常に、裁判官の意のある所を付度し、脈絡相通じて、飽くまで其趣旨を貫徹せざるべからず。然らざれば、監獄事務は、司法事務の繼續にして、且つ、刑罰處分の結末たる實を、同ふし得ざるなり。囚徒の大多數は、狡智に長じ、巧みに、恭順を装うて、執行官吏の意を、迎へんとするに汲々たるものにして、其心狀を深く洞察して、改後の狀の有無を判斷し、一面社會的關係を、適確に、調査するは、頗る至難にして、短日月の間に、能く、之れを盡して、遺憾無きを保するは、到底望み得べからざることに屬す、若し、執行一年に滿たずして、假出獄を許さんか、彼等は、以て、刑罰の權威を會得するに至らず、却つて、常習的職業的犯罪者より、犯罪術を傳授せられ、孵化したる常習犯罪者の卵子は、此に所

謂、犯罪練習所を卒業して、再び害毒を、社會に流すに至るべし。加ふるに、其犯罪に依つて、生ずる一般社會の憎惡と、恐怖の如きも、短日月の間に消滅すべきものにあらず。其犯罪現象未だ、世人の腦裏より、離散せざる内に、假出獄の恩典に浴して、其眼前に堂々活歩せんか、世人は遂に、刑罰法の權威を蔑視するに至り、法の保護力に對する信頼を、減少し、犯罪に對する不安と、憎惡とは、遂に社會の秩序を紊亂するに至るべし。刑法第二十八條に於て、假出獄の一條件として、一定の期間の經過を、要求したるは、蓋し、以上の憂慮たるものなるべし。賞表は、監内に於ける善行を、獎勵するものにして、若し、之れが附與に當り、人撰を誤るも、其弊害の波及する所は、假出獄のそれに於けるが如く、大ならず。然るに、賞表附與に、關する審査期間に、少くとも、一ヶ年を存すべきは、明治四十一年八月監獄局長通牒に依り明なり。況んや、假出獄に於て、一年以上の

審査期間を要すべきは、言ふを俟たざるなり。

以上何れの方面より觀察するも、一年未満の短期受刑者に、假出獄を許すべからざるは、明々白々の理なるにも拘らず、現行法は、此種の規定を缺除せり。蓋し、我刑法の一大缺陷に非ずして何ぞや。法は、執法の人に依りて活く。故に、現行法の不備は、立法者の意の在る所を、考覈し、當路者、之を補はざるべからず。即ち、假出獄を許すに足る、一年未満の受刑者は、既に、判決の當初に於て、執行猶豫の恩典に浴せしむべきものなり。兩者の條件たる、情状と、改悛の状とは、其意のある所、蓋し、共通にして、短日月の間に、豹變すべきものにあらす。論者、或は言はん、執行猶豫は、過去七年以内に、禁錮以上の刑に處せられたることの、なき者たるを要するを以て、之れが資格に缺くる所あるが爲めに、其恩典に、浴すること能はざるものにして、しかも、改悛の状あるに拘らず、前述の理由を以て、假出獄を、許

すべからずとするは、妄斷なりと。然れ共、余輩は、此説を採らず。僅々、七年以内に、再度、囚圖の人たるべきものは、其犯罪性、既に、習癖を爲しつゝある者にして、如何に、恭謹身を持するの状あり、改悛の念、切なるものあるが如しと雖も、到底、再犯の虞なしと斷定するを得ず。従つて、假出獄を許すべからざるや論なし。要するに、假出獄は、長期自由刑の弊害を除く制度にして、成年囚、未成年囚を問はず、斷じて、一年未満の短期受刑者に、及ぼすべきものにあらす。之れ、本制度、當然の趣旨なるべければなり。

○双胎兒の指紋に就て

長崎 本 山 生

世に同一の指紋を有するものなしとは指紋學上動かすべからざる原則にして此原則あるに依り初めて指紋の確實なる效果は顯はるゝものなり、然

も双胎兒の指紋は如何にやあらんとは余が多年疑ひを懷き居たるところ折柄頃者或る學者の談を掲載せし雜誌に「同一の卵より二人の子供の出來た様な場合ならば全く同じ指紋であるかも知れぬ」この記事を讀むに及び益々余の疑ひをして深からしめたり依て余は双胎兒の指紋を研究するの必要あるを思ひ探し求めて漸く本年四歳なる双方女の双胎兒に尋ね當り其指紋に就きて研究せし結果は左の通りなりき

前生兒の指紋は左手右手の各指悉く乙種蹄狀紋なり

後生兒の指紋は左手の各指及び右手の示指より小指に至る各指は之又悉く乙種蹄狀紋なるも右手の拇指は渦狀紋なり

依是觀是前生兒の指紋は悉く乙種蹄狀紋にして後生兒の指紋も右手の拇指を除く外悉く乙種蹄狀紋なれば一見類似すと雖も其右手拇指の指紋の異なる點に於て全然別人なるを確むるを得べきなり

更に進んで其同一の蹄狀紋と雖も之を分類せば其價は如何例へ同一の價を有したりと雖も仔細に之を検する時は其線數に於て異りたるものあるを認むべきにあらずや杯考へたるも其母人其等研究の資料に供することを許されざりしを以て之を明むること能はざりき

以上は只一双胎兒に就き其指紋を實見したるに過ぎず一方二卵性双胎兒もあり又一卵性双胎兒と雖も其双胎兒に一人は男子にして一人は女子なる事すらありと云ふ所より之を考ふれば此一の双胎兒の指紋の實見を以て世の有ゆる双胎兒の指紋を推測するは或は早計の嫌なしとせずと雖も恐らく世界十六億餘の人口中幾萬の双胎兒あるにせよ決して同一の指紋を有するものなしと信ず於此乎世に全然同一の指紋なきは既定の事實なりと云ふべく余が多年の疑雲を霧らすを得たり敢て指紋學研究者の一粟に供す

○予は看守諸君と語る (三一)

典 獄 有馬 四郎助

我が敬愛する看守諸君

御互の職務は總て之れ執行務也、執行務といへば唯だ法律規則の命する所に従ひ、又は上官の指揮命令する所に由りて、行動すれば夫れにて足れりと云ふを得べし、然れど實際は仲々に爾く單純なるものに非ざるは、當務者の實驗して皆な疾く承知する所也、之を尤も平易に説明すれば恰かも射的に於ける銃砲の如く、如何に彈丸裝藥は精良也と雖も、若其銃身に狂ひありて正確ならざれば、照準は常に誤まれて其狙ふ所の中にせざるべし、即ち法令は執行官なる銃身を通じて、其目的を達せんとするものなるが故に、執行官其者の正確なるを期すべきは素より論なき所、此理由を

以て御互の職務は單純の如く見へて、而かも決して單純ならざるは之を諒解するに餘りありと云ふべし。

然るに法令さへ立派なれば、直ちに其目的は達せられ世は克く治まるものと見るの弊が、今尙は隨所に存在するは何たる不可解の現象ぞ、彼等は時に或は執行官の大切なるを唱へざるに非ずと雖も、开は唯だ口説の上に止まり眞に徹底の見解を有する者とは云ひ難し、何となれば法制の爲めには國家は財と力とを惜まず、銳意劃策維日も足らざるの觀あるも、其割合には執行官のために爲す所甚だ之に及ぶものあらざれば也、余輩の見解によれば縦し彈丸裝藥は不精良にても、銃身にして正確なれば必ずしも的中を期せられざるにあらずるべく、即ち多少の彈藥不精良は銃の正確に由て之を補ひ得て餘りあるに非ずや、其の如く如何に法制は善美なるも、執行官にして不正確なれば所詮其目的は達し得らるべくも非ず、然れどそれと

反對に法制は稍や不備なりと雖も、執行官にして果して正確の器たらんには、之を補ひ得て餘りあるは亦た毫に明白の事なり。

然らば執行官の正確を期するの道如何と云ふに、恰かも彼の資本家が唯だ資本のみを常に過重視し、而して一面勞力者を視ると奴僕 of 如く又た器具の如く、思惟せし時代の舊夢より醒めるの必要あると等しく、今後は執行官の價値を認め、而して之に適應すべく十分の厚遇を與ふことに當路を覺醒すべきを以て第一と爲すは勿論なるも、之にも拘はらず尙ほ根本的に正確を得るの道は、吾々執行官自身の自覺なるべし、自覺とは陳腐の語にして今は現實に文字其者の意義を考慮する者すら之れ無き有様也、去り乍ら之れ新生命に活きるの意に外ならずして、言換ゆれば總ての發動の源泉に觸れたる感覺なれば、凡そ出發點を爰に置かずしては、蓋し何物も發動し得るの道なかるべし、宜く今日の所謂改造の氣運は悉く之れ自

覺より來る產物なることや、吾人は須らく自覺なる語に頗る深長の意義あることを忘るべからず、即ち執行官は先づ自ら覺めて而して後、始めて正確なる執行官たり得べし。

然れば又た自覺は何れより來るか、究極の問題は即ち茲に存せざるべからず、而して是又た吾人の見によれば、开は唯だ自己反省より來ると云ふ外なけん、人は自己反省の力に依らざれば恰かも搗かざる毬の如く、何時迄も反撥上躍の機會は來らざる也、之れ古聖が日々の三省を誨へたる所以にして而して常に自己を省みることさへ怠りなければ如何に其身を世に處すべきかを知らず同時に、己が職分を解し效用を知り、又た同時に己が價値と人格とを覺り、併せて己が權利義務をも辨ふるに至る、人に賢愚の別ある所以のものとするに、己を知ると否とに因て分ると云ふも不可なからん、然れば己を知るは智慧の始め也とも云ひ得べく、而して此智慧ありて始めて執行官の正確を

も保ち得べし。

由來司獄官は受刑者を批判することを先務と心得能く之に熱中す、而かも其割合には、自ら批判することせす少くも之に冷淡なるの觀あるは、免かれ難き從來の傾向なるが如し、之れ自然の勢に由ること、は云ひ乍ら、而かも人を批判することのみに熱中して、己れ自らを省察せざる時は、有道の君子人たる資格を損すること大にして、殊に自己を省察せず自己を知らざる者は、司獄官に必要缺くべからざる同情心なきは必然とす、故を以て行刑上に無理なきを得ざるは言を俟たず、如此にして執行務の正確を期せんとするは、銃身の曲がりたる鐵砲を以て的を狙ふと毫も異ならず、其無思慮無分別や嗤ふに絶へたりと云ふべし、是を以て御互の執行務は銃身の效用と等しく極めて重要な位置にあることに先づ以て自覺するが何より急務也、自覺すれば自然總ての事は正確に阪せざるを得ず、之れ予が諸君と共に自己反省に甚深の

注意を拂はんと欲する所以也。

○藥 籠 (一〇)

福岡 荊 屋 老 龜

△食物の味

鼻で味ふもの、即ち薫りを喰ふもの、
淺草海苔、紫蘇の如きもの、
音を食ふもの、即ち齒で味ふもの、
香物、數の子、煎餅等、
舌際りを食ふもの、咽喉りを食ふもの、
蕎麥、麥とろ、餅等

姿を食ふもの、

白魚、吸物の中の松茸等、

我家では口で味ふもの多きも、お客に行けば眼で味ふもの多し、

耳で味ふものは、是は宅の娘の手料理とか、北海道の友達から態々送つたものとか、

初松魚に財布の底を叩く江戶ッ兒、下司の成金な

どは懷で味ふものか、
膳を眺めつゝ胸算用する場合は、物の味は分らず、
(遠藤理學博士)

△名士の後裔

佐藤一齋の末孫佐藤善氏は小鳥屋の主人、此道にかけては今では日本一、

北條時宗の後裔、武藏の金澤の「稱名寺の藤太郎」は折紙付の馬鹿、稱名寺の寺男として今年四十九歳、

柳生但馬守の十一世の末孫は、柳生嚴周氏で、有名なる劔士、宮中にも出入をして居る、

古賀精里の後裔は、先頃まで根津のあたりに酒屋や洋食屋を営んで居つたが、今では行衛不明、兄は深、弟は涓、

△野田大塊老

大塊老の今日あるは、勝海舟の一言に刺撃せられて發奮したものださうだ、それは同老が初めて代議士の肩書を得て、大得意で出京し、海舟翁を訪

ふて高教を乞ふた、すると海舟カラ／＼と笑うて、何だ、そんな巨大な體をもちながら、代議士になるなんて量見違ひだ、ナゼ相撲道へ入らない、相撲取になれば横綱は大丈夫だ、政界では揮撥ぎもむづかしいぞと、頭ごなしにやつつけられた、其場は大塊一流のワツハハで済ましたが、腹の中ではコン畜生、ひどいことを言ふと、大に憤慨し、以て今日の地位にまで漕ぎつけた、

△諸戸清六

伊勢の諸戸清六は、十八の時家を相續したが、千二十八圓の金を十年の間に返さねばならぬので、その心得として、食事は茶飯、二杯の茶碗を用意して置き、一杯ついで一杯食ふ、多忙の時は食事せぬ、道中は人が一里行けば自分は二里、夜中は必ず宿に泊る、返金する迄は禁酒禁烟、冬は火を入れぬ、如此にして三年の間にすっかり返した、人には決心が第一である、その人が後に巨萬の富を造つた時よりは、借金を返した時が一番愉快で

あつた、それは自分の責任を全ふしたからで、良心に稱讃されたからである。

△獄中の南州

西郷南州、沖の永良部島の謫所に趣かれて、二坪餘りの牢舎の中に起臥して居る間も、君命なればといつて眞實謹慎を旨とし、容儀整肅敢て亂れず常に正座して沈黙考するが、左もなくば鹿兒島より携帶せし行李三個の書物を開き、之を讀んで居つた。又牢舎の壁板には三宅尙齋獄中の吟を自書し、朝夕口吟して居つた、尙齋の詩は左の如し、

富貴壽夭不二心、唯向面前養誠心、四十餘年學何事、笑座獄中鐵石心、

△無我

宋の世に「景德傳燈錄」を作つた拱辰禪師は、釋尊以來の高僧の傳記を作り、之を朝廷に携へ行き官力を以て印行せうとの望で、長安に行く途中乗船し、船中で其願望を人に話した、爲に乗合の道源

といふ僧に原稿を盗まれた、而して後日道源著として出版された、或人之を拱辰禪師に告げて異議を言へといふたが、拱辰曰く、否、予の著作の意は世に公にするが目的である、誰の名でも公になりさへすれば目的は達せられたのであると、

△野村望東尼

望東尼は福岡の人で勤王の志篤きを以て知られたのである、藩より罪を得て囚はれ身となつて姫島へ流された、姫島日記は有名のものであるが、その中にある歌

暗きよの人やに得たるごもし火は

まことほとけの光なりけり

家にねて遠くきくだにうかりにし

冬のあら波まくらにぞきく

さゆるよは猶や思はんかたるらん

ふる里人の我をいかにと

△本來無一物

白隠禪師の作と傳へて、本來無一物を詠んだ歌

出づるとも入るとも月を思はねば

こゝろにかゝる山のはもなし

△罪人と惡人

世の腐敗するとは、裁判所が忙がしいといふことではない、裁判所に呼び出されると同等以上の罪を犯して、而かも法律に問はれぬものが到る所にある事である、罪人は必ずしも惡人ではない、罪人ではない惡人が世の中には少くない、(新布教)

△自首

自首の心理を解剖すれば、

- 一、最初から自首する事を豫期した場合、
- 二、減刑を豫期した場合、
- 三、到底罪が免れないと自覺した場合、
- 四、後悔の念を生じた場合、
- 五、良心の苛責による場合、
- 六、他の重罪を掩はんため、
- 七、共犯者を陥入するため、
- 八、恩愛の情によるため、

虚偽の自首には左の如き場合がある、

- 一、食を得んためのも、
- 二、恩愛義侠に由るもの、
- 三、虚榮心によるもの、
- 四、宗教上の迷信によるもの、

彙

報

○受刑者逃走逮捕

青森監獄在監受刑者竊監懲役一年六月小野義夫(二二)は十月二十六日監獄附近の水田に於て他の受刑者二十四名と共に二名の看守戒護の下に稻乾燥に従事中午前八時五十五分看守の隙を窺ひ聯鎖を脱して逃走を企てたれば看守直に追跡して現場を距る約十丁の地點に於て難なく逮捕歸監せり
逃走の手段に付取調ぶるに朝出役の際聯鎖を胴輪に貫通し施錠すべき所彼は巧に聯鎖を銅輪に巻付

け恰も貫通しある如く装ひしも之に氣付かず施錠したるを奇貨として此舉に出でたるものなり、

○被告人逃走逮捕

京都監獄拘禁窃盜被告近藤英太郎(四五)は十一月十日裁判所の呼出に依り出廷して懲役一年四月の言渡を受けての歸途他の被告五名連絆にて前後に戒護看守付添ひ同監附近に近きたる際は捕縄を脱して突然逃走を企てたるも看守直に追跡したるに偶前方より京都府巡查にして元同監看守たりし者巡回し來り協力して難なく逮捕せり逃走の原因を取調ぶるに今回の犯罪は冤罪にして其事情は妻知悉せり依て逃走して妻に證言を依頼したる上歸監の決心なりしと述べ居たり

▲山形監獄鶴岡分監拘禁窃盜詐欺被告阿部治郎吉(二八)は十一月二十七日裁判所の呼出に依り出廷し懲役十月の判決言渡を受け退廷の際手錠の儘逃走したるも戒護看守直に追跡し構外なる中學校前に於て應援の爲馳付けたる警察署小使に行手を塞

がれ萬策盡きて校門側なる壕中に飛込みしを看守も續いて飛込み逮捕歸監せり

○受刑者傷害

三池監獄受刑者因徒逃走及強姦懲役四年六月宮野政助(三八)は十一月二十日他の受刑者百二十二名と共に宮ノ原炭坑内に於て採炭に従事中作業上の事より他受刑者大谷彌太郎(四二)と口論の末大本正松(三〇)と共に擔棒を以て彌太郎を毆打し疾病休業五日治愈日數二週間を要する創傷を負はしめたり

▲小菅監獄受刑者強盜傷人窃盜懲役二十年池田榮吉(三二)は十月三十日午後四時頃工場に於て齒磨箱製造に従事中同工場就役因田中吉造なるものが榮吉の製品を批難したるを憤り作業用刃渡一寸七分の小刀を以て吉造の背後より斬付け治愈日數二週間を要する切傷を負はしめたり

▲福島監獄在監受刑者詐欺、窃盜強盜未遂強姦致傷懲役十年鈴木善右衛門(二七)は同工場就役因なる窃盜横領懲役五年高屋菊治(二七)より桶工を見

習中なりしが平素菊治の教授方懇切を缺きしを以て常に不快の念を懷き居たりしが偶々十一月二十七日午前七時三十分頃作業用具の貸借の件より口論の末善右衛門は日頃の鬱憤を晴すは此時なりと矢庭に手斧を以て菊治の左顙頂部に斬付け續いて左腕に斬付たる際担当看守之を取押へたり因に被害者は直に應急手當を施したるが豫後幸に良好にして約四週間の疾病休業を爲さば治愈すべき見込なる由

○受刑者傷害致死

静岡監獄在監受刑者窃

盜未遂懲役二年下田千代吉(二九)は十一月二十六日女監建築場に出役しセメントモルタル練方工に従事し居たるが同場出役因賭博懲役一年曾根宇之助(五一)が千代吉の練方につき批難せしより端なく大口論となり千代吉は手にせる鍬を以て宇之助の頭部を毆打したるため腦出血を來し豫後甚だ憂ふべき症狀にあり監獄醫全力を盡して手當の甲斐なく午後十一時遂に死亡せり

○受刑者縊死

長野監獄松本分監在監受刑者

窃盜懲役三年内田安次郎(三九)は病監に收容され病氣治療中なりしが先頃同人の家族親族は一同朝鮮に移住し通信等更になく加ふるに自身は性來虛弱の質にて前途を悲觀せしものか十一月十四日午後十一時五十分頃居房窓の鐵格子に貸與の兵兒帶を結付け縊首垂下せるを隣房なる病囚に於て發見し擔當看守に報告したれば分監長監獄醫以下直に駆付應急手當を施したるも蘇生するに至らず

▲和歌山監獄在監受刑者窃盜懲役十五年林長吉

(三九)は先頃胃加答兒症に罹り爾來病監獨居房に於て治療中の處抄々しく全快に向はざると刑期の長きを悲觀せるものか十一月十七日午前二時四十分頃居房の木格子上部に貸與の帶を結付け縊首せるを巡回中の看守に於て發見し監獄醫以下と共に極力應急處置を執りたるも不幸蘇生するに至らざりき

○看守長任用試験

十一月三日より仙臺に於て看守長任用試験施行せられたり合格者氏名左の如し

- 山形 朝岡 晴光 宮城 長坂 勝馬
- 青森 長内庄之助 北海道 笹村 繁儀
- 青森 蝦名末太郎 宮城 永井吉兵衛
- 山梨 風間 權平 山形 佐藤平兵衛
- 福島 高橋 鐵四 宮城 丹野林之丞
- 秋田 加藤 惣吉 山梨 千野 碩晴
- 青森 高谷 健雄

○監獄出張所の新設 其後左の通り監獄出張所の新設を見た

- | 出張所名 | 所在地 | 事務開始年月日 |
|--------------|--------------|------------|
| 福岡監獄 飯塚出張所 | 福岡縣 嘉穂郡 飯塚町 | 大正八年五月二十一日 |
| 長野監獄 上諏訪出張所 | 長野縣 諏訪郡 上諏訪町 | 大正八年四月二十五日 |
| 山口監獄 船木出張所 | 山口縣 厚狭郡 船木町 | 大正八年十月一日 |
| 鹿児島監獄 加治木出張所 | 鹿児島縣 加治木町 | 大正八年十月二十日 |

叙 任

- 鹿兒島監獄川内出張所 鹿兒島縣 薩摩郡 川内町 大正八年十月二十五日
- 奈良監獄 葛城出張所 奈良縣 葛城郡 葛城町 大正八年十月二十五日
- 京都監獄 舞鶴出張所 京都府 舞鶴市 大正八年十月二十一日
- 分監所在地名變更 長野縣小縣郡上田町は大正八年五月一日より市制を施き其區域を以て上田市と改稱されたるを以て同年同月二十三日附司法省告示第三四號を以て明治三十六年三月司法省告示第一八號中長野監獄上田分監の項「小縣郡上田町」を「上田市」に改められたり。
- 陞叙高等官四等 典獄(大分) 住 江 敬 義
- 三級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス 典獄(沖繩) 中 村 基 吉
- 大分監獄勤務ヲ命ス 典獄補(横濱) 黒田 源 太 郎
- 任典獄 叙高等官六等 七級俸下賜神戶監獄勤務ヲ命ス 典獄補(巢鴨) 小 橋 川 昭 慶
- 横濱監獄小田原分監長ヲ命ス

- 叙從七位 勳八等(名古屋) 塚 谷 慎 次 郎
- 叙正八位 勳八等(大阪) 花 村 清 市
- 叙正八位 看守長(十勝) 宗 保 金 七
- 叙正八位 勳八等(大阪) 水 野 龜 次 郎
- 叙正八位 勳八等(大阪) 河 口 庫 丸
- 二級俸下賜(死亡) 典獄(横濱) 三 浦 貢
- 給七級俸(死亡) 看守長(甲府) 深 尾 政 藏
- 依願免官 看守長(山形) 伊 澤 金 雄
- 任看守長 山形監獄看守 朝 岡 晴 光
- 月俸二十八圓給與山形監獄勤務ヲ命ス
- 給七級俸(死亡) 看守長(京都宮) 宇 野 隼 太
- 叙正五位 從五位勳四等 三 浦 貢
- 叙動五等授瑞寶章 正七位勳六等 大 草 東 三 郎
- 叙動五等授瑞寶章 從五位勳六等 山 岡 萬 之 助
- 叙動八等授瑞寶章 法學博士 津 田 茂 貴
- 叙動八等授瑞寶章 從七位 看守長(金澤) 宮 崎 德 安
- 叙動八等授瑞寶章 正八位 土 井 隆 吉

- 叙動八等授瑞寶章 正八位 西 村 重 五 郎
- 叙動八等授瑞寶章 看守長(青森) 三 浦 一 三
- 叙動七等授瑞寶章 巢鴨監獄看守 米 川 巳 之 介
- 叙從五位 正六位勳五等 鈴 木 信 彌
- 叙正六位 從六位勳六等 住 江 敬 義
- 叙正七位 從七位 黒田 源 太 郎
- 甲府監獄勤務ヲ命ス 看守長(奈良) 山 田 榮 次 郎
- (各通) 典獄(名古屋) 莊 田 經 綸
- 典獄(京都) 赤 塚 源 二 郎
- 二級俸下賜 典獄(長野) 大 谷 友 次 郎
- 四級俸下賜 典獄(靜岡) 伊 集 院 藤 七
- (各通) 典獄(札幌) 立 石 重 司
- 五級俸下賜 典獄(鹿兒島) 大 原 公 平
- 典獄(大分) 中 村 基 吉
- 典獄(宮崎) 土 居 寛 申
- 典獄(青森) 島 田 鐵 太 郎
- 典獄(旭川) 篠 田 又 吉

六級停下賜

(各通)

典獄補(金澤) 長山又四郎
典獄補(京都) 赤城一雄

六級停下賜

(各通)

監獄警(金澤) 石崎喜一郎
監獄警(宮城) 櫻田三六

四級停下賜

(各通)

監獄警(浦和) 齋藤廉清
監獄警(福岡) 柏木直九郎

六級停下賜

(各通)

監獄警(旭川) 岡本榮藏
監獄警(小菅) 淺田廣輔

八級停下賜

(各通)

監獄警(三池) 前田俊雄
監獄警(鹿兒島) 有村國真

(各通)

教誨師(大阪) 高安博道
教誨師(豐多摩) 河野純孝

四級停下賜

(各通)

教誨師(廣島) 佃 隆見
教誨師(横濱) 土倉是空

五級停下賜

(各通)

教誨師(神戸) 藤居神通
教誨師(奈良) 磯田信行
教誨師(東京) 藤井惠照
教誨師(静岡) 小池博道

六級停下賜

(各通)

教誨師(高松) 加藤龍眠
教誨師(大分) 能富祐昭
教誨師(十勝) 湯口溫雅
教誨師(秋田) 渡邊圓流

八級停下賜

(各通)

教誨師(福島) 原 卓一
教誨師(浦和) 橋 典仁
教誨師(安濃津) 高林 暢雄
教誨師(徳島) 梅林一衛

九級停下賜

京都監獄へ出張ナ命ス

依願免官

監獄事務官 辻 敬助
看守長(松山) 中 村 信
看守長(東京) 青木 本支

會 報

○典獄會議

本年度典獄會議は十一月十九日より同廿七日に至る九日間司法省に於て行はれ内地五十二監獄典獄並に朝鮮關東都督府よりも典獄の出席参列あり左の日程により連日會議を續行し廿七日全部を完了し各自飯任せり今回の同會議注意事項は本誌締切の都合上次號に掲載することゝせり

尙開會當日に於ける原司法大臣の訓示は本誌前號巻頭に掲出せり。

△典獄會同日程

午前 午後

十一月 水 司法大臣訓示 監獄局長指示
十九日 木 監獄事務官注 事項演述
二十日 金 意事項説明 浅草本願寺道 本願寺晚餐招待
二十一日 金 會議 會館

○監獄協會總會

前項所報の典獄會議に各地方部長の出張せるを機とし十一月廿五日午後一時半より本會樓上に於て總會を開けり、先づ谷田會長より別項開會の挨拶を兼事務の報告あり會計報告は書類を以て報告に代へ次に議事の順序なりしも別段議案なかりしを以て宮城司法省參事官の演説ありて總會を閉ぢ夫れより別席に於て來賓に粗餐を饗し快談數時の後薄暮散會せり當日の主なる來賓は司法省高等官

十一月 土 築地本願寺道
二十日 祭 明會

本願寺午餐招待

十一月 月 會議

會議

司法大臣招待

十一月 火 會議

監獄協會總會

監獄協會招待

十一月 水 會議

監獄協會總會

輔成會招待

十一月 木 會議

一同東京各法術の長官其他知名の士にして頗る盛會なりき尙別に典獄一同を同日午後六時より柳橋柳光亭に招待し慰勞の宴を開催せり、而して當日會場に於て會員に配付せし本會の會計報告書は左の如し。

△自大正七年四月會計決算總括報告
至同 八年三月會計決算總括報告

科目	金額	科目	金額
金壹萬四千八百七拾九圓七拾六錢五厘	前年度より越高	金壹萬四千八百七拾九圓七拾六錢五厘	前年度より越高
金壹萬八千七百拾八圓八錢	本年度收入高	金壹萬八千七百拾八圓八錢	本年度收入高
金壹萬七千四百九拾五圓參拾錢	總支出高	金壹萬七千四百九拾五圓參拾錢	總支出高
金五萬六千四百貳圓五拾四錢五厘	總殘高	金五萬六千四百貳圓五拾四錢五厘	總殘高
資產之部	總資產高	負債之部	總負債高
金八萬壹千四百六拾五圓四拾壹錢貳厘	總資產高	金八萬壹千四百六拾五圓四拾壹錢貳厘	總負債高
內 有價證券	金四萬七千六百八拾圓	內 有價證券	金四萬七千六百八拾圓
金貳千六百八拾貳圓八拾七錢參厘	振替貯金	金貳千六百八拾貳圓八拾七錢參厘	振替貯金
金五千貳百六拾壹圓九錢	預金	金五千貳百六拾壹圓九錢	預金
金四百七拾八圓五拾八錢貳厘	現金	金四百七拾八圓五拾八錢貳厘	現金
金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘	家屋及附屬物	金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘	家屋及附屬物

金壹千五百圓
金四千六百四拾九圓七拾七錢

△大正七年度收支決算書

科目	決算額	豫算額	増減
監獄協會收入	一八、七〇、〇〇〇	一六、八〇、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇
利息	三、七〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
雜收	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	〇
支出之部	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	〇
監獄協會諸費	一七、四〇、〇〇〇	一七、六〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
事務費	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	〇
職員給料及手當	一、一七、〇〇〇	一、一七、〇〇〇	〇
翻譯及原稿料	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	〇
旅費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
報酬及慰勞金	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇
速記料	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇
備品費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇
圖書及印刷費	一六、六〇、〇〇〇	一六、六〇、〇〇〇	〇

通信運搬費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
總合費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雜誌諸費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
贈與金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
練習所諸費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
圖書館設備費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
備費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
說明書	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一 實收額ニ於テ會費ハ會員數ノ減少シタルニ因リ收入減シタルモ
利子及書籍代ノ收入多キヲ以テ雜收入ハ増加セリ
一 支出中増加セシ項目ニ就キ説明スレバ左ノ如シ
事務費中職員給料及手當ハ増給ノ爲メニシテ旅費ハ出張アリシ
ニ因リ報酬及慰勞金ハ給與シ多カリシカ故ニシテ備品費ハ條繕
物品ノ多キニ因リ圖書印刷費ハ書籍ノ印刷ノ増加ニ因リ消耗品
費ハ物價騰貴セシニ因ル
雜誌諸費及ビ練習所諸費ハ物價騰貴セシニ因ル
一 支出額中減少セシ項目ニ就キ説明スレバ左ノ如シ
事務費中翻譯及原稿料ハ翻譯ノ少カリシニ因リ速記料ハ速記者
雇入ノ少カリシニ因リ通信運搬費ハ發信等ノ少カリシニ

因ル
總會費ハ補成會ト合同開會セシニ因ル
總經費ハ修繕個所ノ少カリシニ因ル
附與金ハ贈與人員ノ少カリシニ因ル
圖書設備費ハ書籍ノ購入少カリシニ因ル
豫備費ノ支出ヲ要シタルハ本會理事一人死亡シタルニ付弔祭料
ヲ要シタルニ因ル

△開會の挨拶並に事務報告

會長 谷田 三郎

閣下並に諸君、此度司法省に於きまして典獄會を催されまして各地典獄諸君が上京せられたのを機会と致しまして、是までの例に倣つて監獄協會の總會を此に開くことに致しました、それに付きまして地方部長である所の典獄諸君並に本會の顧問又は會員として平素より本會の爲めに御盡力下さる方々並に司法部に於ての監督官の方々に御來臨を請ひました所が、平沼檢事總長閣下を首め非常に御多忙であらせらるゝにも拘らず御繰合せ下さいまして、茲に御貴臨の榮を得ましたのは

我々協會に從事致して居ります者の最も光榮と致す所でございまして、深く御禮を申し上げます。

此總會に於きまして年々開きます總會の挨拶と致しましては、會長より過去一年間の成績を御披露致すといふことが殆ど慣例のやうに相成つて居りますから、此慣例に従ひまして私は簡單に最近の協會の仕事に付て申し上げることにしたいと思います。我が監獄協會の成績に於きましては昨年来毫も異なる所はないのでございます。會員の數も略々昨年と同様でございまして、僅に卅名斗りの増加があるのみでございまして。而して我が協會の事業に就きましては是も大して前年と變る所もございませぬが、多少變つた點として申し上げます。監獄官練習所の事務が經營を致して居ります。監獄官練習所の事務である、此練習所は我が協會の事業中最も重要な事務と致して居るのであります。が、舊來財政の都合等に依りまして先づ練習所の學期は四箇月に過ぎなかつたのであります。又

練習生に對する手當其他に於きましても多く不完全の所があつたのであります。本年度に於きましては幸に司法省より二萬圓の補助金を頂戴することに相成りまして、是に依つて我々が多年考へて居りました學科の改良、學期の延長其他生徒に對する諸手當等に於きまして改むることが出来ましたのは私共が一同非常に喜んで居る所でありました。どうか是に付て此練習所の仕事が一層良好なる成績を擧ぐるやうにしたいといふことの期待を致して居るのであります。其外の仕事と致しましては相變らず雑誌を出し、相變らず小さな監獄用の書籍等を出版し、又相變らず退職者に對する幾分の贈與金といふやうなことを致して居るのでございまして、其外に稍々新しい事務と致しまして御吹聴申上げるのは、本年春以來二人の學者と申して宜しいだらうと思ひますが、大學を卒業せられた人に特に監獄の事務に關する研究を依頼致して、是に對して相等の學資を補助をして、將

來此會の爲めに盡さるゝといふ約束を以て、奨學金といふ名義で補助して居るのであります。諸君も御承知の通りに監獄事業に付て爲すべき事は多々ございしますが、殊に我々が遺憾と致して居りますのは監獄事業に就て研究をする人の無いこととであります。専門家の無いといふことは我々の事業界に於て最も重大なる缺陷として始終是の補足に努めて居りますが、如何せむ今日まで十分之を補ふ方法を發見することが出来なかつたのであります。我々は當局者と致しまして多年或は學校の方面に或は又監獄の實務家の方面等に就きまして、監獄の事業の専攻家を求むると随分久しいのでございしますが、未だ嘗て一人も推薦を得ることが出来なかつたのでございまして。我々の考へでは篤志の人がありまして監獄の學問又直接の監獄學でありませぬでも監獄關係の學科を修むる人があつたならば、或は之に奨學金を與へるとか或は場合に依つては外國に行つて研究をして貰つて

も宜しいといふ考へを持ちまして随分候補者を物色致したのでありますけれども、大學等に於きましては監獄學の専攻に付ては一人も希望者を得られないで、我々の希望を充すが出来なかつたのでございしますが、近頃になりまして二人の人を得ました、一人は元來倫理學を専ら修めて居つた人でありましたが、此人は犯罪の方面の學問を専攻しやうといふことで我々の協會と約束をして、多くの時間を此方の研究に捧げるといふことを約されたのであります。今一人の人は從來宗教の方のことを重にやつて居つた人でありましたが、此人は犯罪社會學の方面の研究を是から續けやうといふので今着々研究をされて居るのであります。此研究の結果は將來必ずや我々の事業に多くの貢獻する所があるであらうといふことを私は疑はぬのであります。斯様なことが我が監獄協會の仕事の中で稍々新しいと申すべきことであります。其他の事は先程も申しますやうに是までと餘り變はる

ことは、唯近頃物價騰貴の爲めに經濟事情の變更に依りまして財政の上に於ては非常な困難を感ずるのであります。就中雜誌の經營に至りましては費用の額が是までより三倍にも上るのであります。是が爲めに餘程苦心を致したのでありますが、幸にして今日に至るまで會員の會費の額を上げるやうなことは致さぬでも我慢をすることの出來たのは纔に我々の愚みと致して居る所であります。今後も成るべくは會費を上げるといふやうなことはなくして續けて行きたいといふことを希望して居るのであります。斯様な譯でありまして是までは年々の經費に於て先づ二千圓位は年々決算の上で残つて行くことに相成つて居ります。が、昨年に於きましては其額が稍々減りまして千二百圓程の剩餘を見たといふことになつて居ります。茲に會計の事に就きましては印刷物を以て申上げることに致して置きましたが、其印刷物に現はれて居ります通り我が協會の財産五萬六七千

圓といふことになつて居ります。斯様な譯で此物價騰貴等の影響に依りまして剩餘額は是までと比較すれば稍々少いのであります。併し餘り甚しい變動を見ることなく矢張り千圓でも千二百圓でも剩餘を見るを得ましたのは、我々は是に付て實は甚だ喜むで居る所であります。其他會員の異動等に於きましては御承知の通りに昨年會を致しました後に於ては監獄事務官山隈眞直氏が急病で亡くなりましたのと、近頃になりまして高知典獄の芥川忠藏君と横濱典獄の三浦貢君が相亞いで致しましたのは、我々に取りまして最も大なる損失でありまして、諸君と共に大に悲まなければならぬことでもあります。併ながら事務官の方は幸に司法官として命名のありました松井君を迎へることが出來ることになり、舊來一名でありました所の監獄事務官が本年度からは二名に増員せられました。是まで司法省に於て經驗を重ね更に又典獄となつて監獄の實務に従事して居りました辻敬助君

が事務官として本省に來て事務を見るやうになりましたので、今後は司法省の事務に就きましても大に進歩改良の見るべきものがあらうと考へるのであります。是が事業の成績として御報告致しまする事の大體であります。

今後の計畫と致しましては本年は我が協會の設立以來三十年に相當するといふことでございます。から、此機會に於て協會の爲めに功勞の有つた人殊に或は二十五年間或は三十年間と勤続して居るやうな人に功勞を表彰するといふやうな意味で何か紀念品でも贈らうといふやうな議が理事の内にあるのであります。或は此事も實現するに至るであらうと考へて居ります。其他又會の組織に就きましては近頃我々仲間では色々考案を廻らして居るのであります。諸君も御承知の通り今日の時代の形勢でありますから我々の協會に於きましては此協會の事業を進めて行き、社會の要求に順應して參りますには今までのやうな組織で

はどうしても不十分であらうと思はれるのであります。今までの、は全く官僚的でございまして、役人のみを以て會を組織して居るやうなことになつて居り、又社會全般に對して廣く會員を求むるといふやうな働きは餘り致して居らなないのであります。監獄協會は唯監獄職員の機關であるといふやうなことでありましたが、將來は我々が此事業を一般社會に紹介し、一般社會の理解を得て、同情を得て此事業の發展を圖りますには斯の如く官僚的の組織では不十分であらうと思ひます。是はどうしても社會化しまして多くの人を入れて、さうして廣く同志者を募つて此仕事の爲めに盡すといふことにならなければならぬと思ふ。是に付きましては我々理事者の中に幾分案は持つて居ります。が未だ成熟致しませぬので、茲に諸君の前に提出するとは出來ませぬが、どうか諸君に於かれましては御意見の御有りの御方は其件に就て十分に御提出あらむとを希望するのであります。

報告と致しましては先づ之を以て略々盡きて居りますから是で御免を蒙ります。

○本會地方部長囑託

本會は今回左の通本會各地方部長を囑託せり

高知地方部長 住江敬義
 大分地方部長 中村基吉
 沖繩地方部長 黒田源太郎

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り故看守野口又四郎氏遺族外十三名に對し退職贈與金として金拾五圓以下の金員を贈與し十二月十一日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり

公文

○司法省訓令第二號 (大正八年十二月十一日附)

(各監獄宛訓令)
 明治二十六年內務省訓令第二十六號看守採用規則左ノ改正ス
 第二條中「四十五年」ヲ「五十年」ニ「五十年」ヲ「五十五年」ニ改ム
 (參照)
 明治二十六年十二月十九日內務省訓令第廿六號看守採用規則抄錄
 第二條、看守志願者ハ品行方正年齡二十年以上四十五年未満ニシテ徵兵ニ相當セス且ツ左ノ諸項ニ抵觸セサルモノタルヘシ但魯テ看守長看守ノ職ヲ奉シタルモノハ年齡五十年迄志願スルコトヲ得
 (左項略ス)



原下

井卓潤共著

(勝友叢書)
(第六編)

獄中日記 假出獄まで

菊判百九十四頁
定價金壹圓
郵送料六錢

最新刊

本書は著者十數年の間監獄教誨に従事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奨す

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地
振替口座番號東京二五〇五九

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正八年十二月二十日發行 (定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第叁拾貳卷第拾貳號)(大正八年十二月二十日發行每月一回二十日發行)